

**国境を越える電子商取引の法的問題に関する検討会
報告書**

平成22年9月

目次

第1章	はじめに	1
1-1	海外向け電子商取引への機運の高まり	2
1-2	国内事業者のヒアリング結果から導かれた法的な課題・懸念点	5
1-3	検討すべき法的課題	8
第2章	国際裁判管轄及び法適用関係の分析	10
2-1	日本で訴訟が行われる場合	11
	【論点1】(B2B取引)	11
	【論点2】(B2C取引)	24
	【論点3】(製造物責任)	27
2-2	EU加盟国で訴訟が行われる場合	31
	【論点1】(B2B取引)	31
	【論点2】(B2C取引)	34
	【論点3】(製造物責任)	37
	【論点4】(公法的規制)	40
2-3	台湾で訴訟が行われる場合	41
	【論点1】(B2B取引)	41
	【論点2】(B2C取引)	46
	【論点3】(製造物責任)	50
	【論点4】(公法的規制)	53
2-4	韓国で訴訟が行われる場合	54
	【論点1】(B2B取引)	54
	【論点2】(B2C取引)	57
	【論点3】(製造物責任)	59
	【論点4】(公法的規制)	62
2-5	米国で訴訟が行われる場合	63
	【論点1】(B2B取引)	63
	【論点2】(B2C取引)	67
	【論点3】(製造物責任)	70
	【論点4】(公法的規制)	73

2-6 中国で訴訟が行われる場合.....	74
【論点1】(B2B取引)	74
【論点2】(B2C取引)	79
【論点3】(製造物責任)	83
【論点4】(公法的規制)	86
第3章 まとめ.....	88
国境を越える電子商取引の法的問題に関する検討会 検討の経過	90
国境を越える電子商取引の法的問題に関する検討会 名簿	91

【参考資料】

- 参考1 海外IT関連法制度
- 参考2 電子商取引に関連する国際的議論・取り組み
- 参考3 越境トラブルの概要

第1章 はじめに

インターネットの普及に伴い、電子商取引は幅広い消費者に活用され、重要な取引手段の一つとなっている。経済産業省の「平成21年度電子商取引に関する市場調査」報告書によれば、2009年の我が国のBtoC電子商取引の市場規模は6兆6,960億円（前年比10.0%増）にまで達している。電子商取引の市場規模は世界的にも拡大傾向にあり、特に中国については、上記報告書によれば、2009年のBtoCとCtoCの電子商取引市場規模の合算値が2,484億人民元で、前年比93.7%増と著しく増加していることなどから、我が国の事業者にとって、その事業規模に関わらず、インターネットビジネスでの海外進出に期待が高まっている。

これまで我が国の電子商取引は、「国内消費者向けに国内で販売」という形態が一般的であり、言語や法制度等、数々の制約を乗り越えて海外市場に進出する事業者は、現地法人を設立できる大手企業にほぼ限られていた。

しかし電子商取引の主要な担い手、即ち全国で10万店とも20万店とも言われるネットショップの圧倒的多数を占めるのは、中小零細事業者である。地方の商店街等で代々小売業を営む店主や、農家、下請け部品メーカー等が、需要縮小の中、新たな販路としてインターネットに活路を見出し、起死回生を果たした例は珍しくない。

そして、昨今の海外市場への期待は、その延長上にあるといえるであろう。長期化する不況の影響に加え、ネットに商品を出せば売れていた10年前とは異なり、競合店がひしめき価格競争が激化する国内市場で、利益を保ちつつシェアを確保することは困難な状況になっており、企業の事業規模に関わらず、成長著しいアジアの消費市場に目を向けるのは自然な流れと言える。

さて、このようにブームとも言える状況の中で、個々の事業者に法的リスクについての認識を問うと、十分なリスク分析ができないために海外展開に二の足を踏むケースがある一方、全くリスクを意識することなく、もしくは意識があっても目をつぶって、モール出店などの簡便な方法で海外販売を行っているケースも多く見られる。「個人輸入であれば相手国の規制は適用されない」「利用規約に書いておけば／サーバが日本にあれば日本法が適用される」といった安直な認識も流布している。

「国境を越える電子商取引の法的問題に関する検討会」は、我が国の電子商取引事業者が、適切なリスク分析と法遵守のもとで海外展開を実現できるようにすることを目的として開催され、電子商取引や国際取引に詳しい研究者及び実務家からなる計8名の委員（本報告書91頁の名簿を参照）により、海外との電子商取引における国際裁判管轄及び法の適用関係について整理、分析を行ったものであり、本報告書は、その結果をまとめたものである。本報告書が、事業者にとっての電子商取引による海外展開を行う際の指針となるとともに、今後の国際的なルール形成の一助としても活用されることを期待している。

1-1 海外向け電子商取引への機運の高まり

2009年1月以降、各種メディアで報道された電子商取引の海外展開に関する動きの主なものを以下に掲げる。経済状況悪化の一方、中国を中心にした消費拡大の期待感が国際的電子商取引の動きを活性化し、業界全体を巻き込んだ動きとなっている様子が窺える。

業界内では、事業者が連携する動きが現れている。「E Commerce for Asia Alliance (ECAA)」は、決済、物流、マーケティング等の分野で、電子商取引による海外展開を支援する企業を中心となって2009年4月に設立されたものであり、同年7月には海外展開支援活動の一環として、ECAAの概要等を説明するセミナーを開催している。また、2009年12月に発足した「中国ECフォーラム」も、翌年2月に設立カンファレンスを開催している。

支援事業者関連

組織名	概要	掲載または発表日
ヤマトHD	アジア市場に進出。まず中国・上海の物流会社に過半を出資し、来年1月からサービスを開始。シンガポールなどにも進出することを想定。	(2009年8月26日)
ピーエムアール	中国ECビジネス成功へのステップセミナー開催。(トランス・コスモス、WIPジャパンなど)	(2009年9月3日)
インフォキュー ビーック・ジャパン	米本社の海外マーケティングノウハウを生かし、中小企業の海外進出を支援。ECサイトの構築、海外向けSEO(検索エンジン最適化)、海外広告出稿サービスなどを提供。	(2009年10月12日)
SBIベリトランス	11月上旬に、中国市場調査最大手のiResearch(アイ・リサーチ、中国・上海)と合弁会社を設立。	(2009年10月22日)
ECナビ	アジア地域でのネットリサーチ事業に進出。10月1日に全額出資子会社のリサーチパネルエイジア(同)を設立、中国をはじめアジア各国に事業を広げる。第1弾として、10月30日に、中国向けのサイト「91問問・com」を開設。	(2009年11月2日)
オウケイウェイブ	中国のポータルサイト大手、新浪網技術(中国)と共同で、日本についての中国人向けQ&Aサイト「OKWave 中日交流問答網」を新設。	(2009年11月4日)
トランス・コスモス	中国で電子商取引(EC)の支援システムを展開。ECサイト中国最大手の淘宝と提携し、商品発送など顧客情報を取り込んだシステムを構築。淘宝のサイト利用者向けのコールセンターも開設するなど、中国での	(2009年12月10日)

	EC 市場を開拓。	
三井住友カード株式会社	日本の EC サイトを海外のインターネットユーザーへ（自らの会員向けに配信するメルマガ、カード利用代金明細書封入チラシ、ホームページなどの多様な媒体を通じてプロモーション）プロモーションを実施。 「GlobePass Online Arcade（グローブパス オンラインアーケード）」開始。海外展開を行う日本の EC サイトを GlobePass 参加金融機関の会員向けにプロモーションする新サービス。サイトは、アジア各国の言語に対応した専用 WEB サイト上で、日本の EC サイトを海外のインターネットユーザーに紹介し、各 EC サイトへ誘導。（開始時 7 社の EC サイトにてサービスを開始）	(2009 年 12 月 15 日)
ネオウイング	1998 年から欧米など 120 カ国の英語圏向けに CD・DVD の EC 専門の同社は、ポータルサイトを開設。英語表記、マーケティング、決済代行、受注処理、カスタマー・サポート、商品配送などの業務を委託。	(2010 年 2 月 8 日)
イーシー・ワン	EC（電子商取引）サイト構築パッケージ「EC-Rider（イーシー・ライダー）」をオープンソース・ソフトウェアとして公開。多言語に対応しており海外向け EC サイト開設が容易。	(2010 年 2 月 18 日)

EC 事業者・モール関連

組織名	概要	掲載または発表日
ニッセン	中国のインターネット検索最大手、百度（バイドゥ・ドット・コム）と中国でのネット通販事業で提携。	(2009 年 1 月 11 日)
ヨドバシカメラ	インターネット通販で中国市場に進出。7 月上旬に中国語で独自サイトを開設。日本の店で扱うカメラレンズや炊飯器、美容家電などを中国の消費者向けに販売を開始。	(2009 年 7 月 22 日)
ウェブアーク	インターネット広告のアドウェイズと業務提携し、同社の中国向けアフィリエイト（成果報酬型）広告サービスなどの顧客網を生かして出店企業を拡大。	(2009 年 7 月 30 日)
DeNA	中国携帯向け SNS 天下網に出資。中国モバイル事業に参入。	(2009 年 9 月 3 日)

ビットウェイ	凸版印刷子会社のビットウェイは、香港の携帯電話事業者と提携して日本のマンガの携帯電話向け配信サービスを開始。香港での日本の携帯マンガ配信は始めてで、世界的に人気の高い日本のマンガの販路を広げて、コンテンツビジネスを拡大。	(2009年9月4日)
楽天	中国インターネット検索最大手の百度(バイドゥ、北京市)と合弁会社を設立し、中国で電子商取引事業に進出すると発表。百度の集客力を活用して「楽天市場」型のショッピングモールをインターネット上で運営。海外進出は台湾、タイに次ぐ3例目。	(2010年1月27日)
フジHD(ディノス)	台湾でインターネット通販事業を開始。台湾の投資会社である亜哲国際開発(台北市)と合弁会社をこのほど設立し、フジHD傘下でネット通販を手掛けるディノスが商品とノウハウを提供。	(2010年2月6日)
ヤフー	中国のネット通販大手「淘宝(タオバオ)」と、日中間のネット通販で提携すると発表。	(2010年5月10日)
楽天	<ul style="list-style-type: none"> ・米国の電子商取引サイト「Buy.com」を買収し米国で電子商取引事業に進出すると発表。 ・インドネシアの複合メディア企業、グローバルメディアコムと合弁会社を設立し、同国での電子商取引事業に参入。 	<p>(2010年5月20日)</p> <p>(2010年5月26日)</p>

業界団体関連

組織名	概要	掲載または発表日
ECAA ¹	SBIホールディングス系のEC決済サービス会社であるSBIペリトランスが中心となり、共同組織を設立。サイト構築から物流、決済などネット通販のインフラを一貫して提供。郵便事業会社、全日空のほか、ネット広告のアドウェイズ、サイト構築のシステムインテグレータなどが参加。	(2009年4月22日)
	7月28日、東京都内でセミナーを開催し、ECAAの概要などについて紹介。参加企業は16社で、物流や決済、広告関連企業のほか、Eコマースサイトの運営システムを提供する企業などあり、今後は100社程度にまで増やし、アジア全域をカバーしたい意向。	(2009年7月29日)

¹ E-Commerce for Asia Alliance <http://ecaa.jp/>

中国 EC フォーラム	日本と中国を拠点にモール型の EC サイト構築パッケージ「SellingClub」(セリングクラブ)を提供する株式会社ウェブアークは、「日本企業による中国 EC 市場進出の課題解決について討議する研究会」として『FCEC・中国 EC フォーラム』を企画。幹事会メンバーは、ウェブアークの他 WIP ジャパン、ターゲットメディア、帝国データバンクネットコミュニケーションの 4 社。	(2009 年 12 月 25 日)
-------------	--	--------------------

1-2 国内事業者のヒアリング結果から導かれた法的な課題・懸念点

本検討会に先立って、我が国の事業者が当事者となる国際電子商取引の実態を把握するため、1) 海外にインターネットを介した販売を展開しているネットショップ (9 社)、および、2) ネットショップの海外展開を支援している事業者 (5 社) を対象とするヒアリングを実施している。

これらの事業者から、実際に問題となった若しくは問題となるおそれがあった法律や状態として具体的にどのようなものがあり、それをどのように調査・克服したかを聴取した。

その結果、法的な課題については、リスク分析・把握の点で、各企業とも手探りで模索している状況であることがわかった。コンプライアンス重視の大手企業では、法的にグレーゾーンのままで進めないため慎重な展開をしている。一方、中小には、「何か起きてから対応すればいい」という楽観派も多い。多数の企業から挙げられたのは、州毎に異なる法律 (米国)、日本と比べて厳格な個人情報保護 (欧州)、グレーゾーンの多い中国市場など、国や地域毎の違いに関し、情報の整理ができないことである。特に、中小のネットショップでは、資金的な観点から、不確かな希望的観測により、法律専門家不在のまま進出に踏み切っている企業もあり、リスク分析と法遵守に関する情報提供を必要としている。

ヒアリング結果から導かれた、主な法的課題・懸念点は次の通りである。

サイト運営者、支援事業者のコメント	
根拠のある法的ガイドが必要	米国政府のサイトで、禁制品 (例えば、イタリアの生チーズ) については「個人輸入はすべて個人に責任」と記載されているものの、各州の州法では、「消費者は州法で守られ、問題は州法で裁かれる」とある。
	英語版のネットショップで、アメリカのオレゴンの消費者が購入した場合、個人輸入となり、「日本の表示義務、各種法律」をまもっていれば、訴えられることはないのか。もしくは、アメリカのオレゴン州の州内の住民に「積極的に」販売活動をしたということで、「オレゴン州」の各種法律を守る必要があるのか。
	ドイツなどでは、お茶の残留農薬の基準が日本よりはるかに高いが、日本の基準で

	<p>OK のものをドイツに送った場合、それで、健康被害があったといわれたら、いったいどういうことになるのか、考えただけでもぞっとする。</p> <p>「小売の場合は、個人輸入と同じで、問題がないはずだ」とお茶を販売しているショップもあるが、自分は、「積極的に宣伝などし、送料や日数を明記したショップでは、いざというとき、”個人輸入されたただけだ”と逃げることはできない、と判断している。</p> <p>PL 法外の問題、品物の問題以外のトラブル（結婚式に使う着物が間に合わなかったことによる損害賠償など）がおきたら、どうなるのか、販売時の記載と合意で回避できるのか、よくいわれるように「サーバーが日本にあるから日本に来て購入したのと同様であり日本法が準拠法となる」等の解釈がとれるのか。</p> <p>支援事業者として、EC 企業へのモデルとなる規約を配布しているが、【売買契約の成立時点】を「弊社からお客様へ注文確認メールを送信した時点で成立するものとします。」とガイドしている。各国法ではどうなっているかわからない。</p>
支援事業に関わること	<p>当社のシステムやサービスを提供している提携先が訴えられた場合の遡及リスクもありうる。たとえば巨額の訴訟になったときに、提携先だけでなく、弊社にも訴訟が及ぶ可能性があるのではないか。</p> <p>翻訳事業者が、各国で相応しくない表現をしてしまった場合の責任。</p>
不正カードリスク	<p>決済代行の会社を使っているが、怪しいカードをはねてはくれない。クレジットカードを利用したい顧客には、①カード券面のコピー画像②カード請求書の名義欄のコピー画像を送付してもらって確認している。</p> <p>ロシアの信頼の置けるリピーター顧客が、カードを使いたいと申し入れてきたので、券面を送ってもらったところ、氏名欄がブランク（削ってあるような）のカードだった。その後、銀行振り込みで買い物を続けていただいております、ロシアのカード事情などは、日本からは伺いしれない、と思った。</p> <p>少額決済（5,000 円程度）を数回繰り返したあと、15 万の決済があり、商品を送ったところ、連絡がとれなくなったという計画的なものもあった。カード所有者が、「知らない、使っていない」と証言すれば、訴追できないようだ。</p>
返品の問題	<p>アメリカの EC などでは、返品自由、送料店負担などということが、ごく普通に行なわれている。（ウォールマート方式）しかし、国際間の EC では、返品を簡単に扱うことができず、（送料、関税の問題）、各国の国内 EC より、サービス面で非常に不利な点がある。</p>
関税の問題	<p>Fedex などの民間業者に発送を依頼すると、Invoice が必要であり、また、関税コードなど事前に記入するので、事前に、関税額の予想が可能であるが、郵便局の EMS 便に比べ、相当高額なため、海外向け EC 事業者は、ほとんど、郵便局を使っている。しかし、郵便局の通関には、非常に不確実性があり、関税がかかったり、かからなかったり、また、関税額がいくらになるかは、運に左右される。</p>

	<p>HSコードが調べられるシステムなどが提供されれば、関税が確定できる。これらが提供されないだろうか？特に、ヨーロッパのお客様は、商品を送るときに、商品の価額を実際頂いた額より低く書く（アンダーバリュー）ようにおっしゃる方が非常に多い。関税が高額なためだが、その要請に気軽に応える販売者がほとんどであることが、問題を深刻にしている。アンダーバリューをしない販売者は、「サービスが悪い」などと言われ、お客様から忌避されることとなり、対競合上は弱い立場にたたされることとなる。</p>
原産国表示・証明の問題	<p>現在作られているものの多くが中国であり、日本で最終加工をしているから、Made in Japan としているが、本当にそれでいいか、誰も回答できていない。他社相談でも、ある種のぬいぐるみについて、最終工程以外はタイで生産されている。プロダクトロンダリングの状態でもいいのかどうか判断できない。</p>
	<p>ドイツへの輸出の場合税関で、「原産地証明」を求められる。大阪の場合、大阪商工会議所が、書類のみで発行してくれるが、申請すれば、現物チェックなしで認められる「原産地証明」というのはなにか、不思議に思った。</p>
文化・風俗・商業慣習	<p>ダンス等の動画コンテンツを始めとして、健康・美容などの動画販売を検討している水着の動画などは、販売先によっては露出制限などの規制が問題とならないか調べる必要がある。</p>
	<p>女性向けヘルスケアデータサービスでは、性病やバースコントロールに関する情報もあり、宗教や思想に関わる規制も問題となるのではないかと懸念している。</p>
	<p>書籍は、国内では委託販売商品であるが、海外への販売価格がそれに準ずる必要があるか。</p>
	<p>流通ルートが既にある場合、並行輸入となり、既存の事業者からクレームとなることがあるので注意が必要。</p>
個人情報／企業情報、開示	<p>ECサイトのショッピングカートを経由しないで、電子メールでの注文に応じることがある。合意のないまま個人情報を扱うことのリスク。 企業のリスク情報開示には、各国別で考え方や基準が異なる。</p>
要望	<p>法律、相手国慣習などを踏まえた利用規程や法的な規定のガイドラインがあるとよい。 JETRO サイトなどで調べようとするが、データベース形式で入門者には向かない。 国際 e コマースを行う上での、相談ができる機関やサイトがないだろうか。 JETRO では、e コマース以外は、商標登録などの助成制度があるようだが、e コマース版があるとよい。</p>

1-3 検討すべき法的課題

日本の消費者が海外の事業者と取引してトラブルになった場合に、日本の法律でどれだけ守られるかについては、経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の「I-4 越境取引」の章において、事業者間取引の問題・不法行為の場合等とともに、既に分析がされている。しかしながら、日本の事業者による国際取引、即ち海外に向けて販売するケースについては、これまで法的な検討がなされてこなかった。これは、海外販売に対しての認知度が低かったこと及び実際に海外販売を行っていた事業者が少なかったことが大きな理由であろう。従来、海外との取引は、大規模な事業者や貿易を専門とする事業者が主体で、取引相手も事業者であることがほとんどであったため、基本的には当事者の合意によって取引が行われてきた。従って、法的課題が浮き彫りになることはあまりなかった。もちろんそれでも紛争は起きるが、事前に合意した裁判管轄地において、合意された準拠法に基づいて紛争解決を行うといった形で、ある程度の予測が可能である。当事者に、いわば覚悟ができてきている状態であると言える。

こうした中で、海外の消費者に対して国境を越えて直接販売を行うというビジネス形態は、インターネットによって初めて可能になったものといえる。日本の消費者が海外から購入するということは比較的あったものの、日本の事業者が海外消費者との間で販売側に立つことは、これまであまり想定されていなかったところ、近年になって、海外向け電子商取引に対する期待が、特に中小のネットショップの間で非常に高まってきたといえる。したがって、これらの事業者にとっての法的課題を明らかにすることが必要である。

1-2 で、ヒアリング結果から抽出された法的課題を一覧にしているが、これらを大別すると、次のようなものになる。

- 課題 1) 相手国の公的規制（禁制品、安全規制・原産地表示・表現規制・個人情報保護など）にはどんなものがあり、どれだけ遵守する必要があるか
- 課題 2) 契約成立・債務不履行・損害賠償・返品などのルールはどのように考えれば良いか（規約で日本法準拠としておけば問題ないか）
- 課題 3) 製造物責任を問われるのはどのような場合か
- 課題 4) その他（不正カードのリスク、関税、商慣行、関連事業者との責任分担など）

これらを踏まえ、本検討会では、主に課題 2) と課題 3) について検討を行うこととした。具体的には、次の 4 つの論点を挙げ、想定事例を置いて当てはめを行った。

【論点 1】(B2B 取引)

日本の電子商取引事業者が、外国の事業者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合、契約成立の時期や要件、契約履行の考え方など、取引の基本的なルールについては、どこの国の法律が適用されるか。

【論点 2】（B2C 取引）

日本の電子商取引事業者が、外国の消費者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合、どこの国の法律が適用されるか。

【論点 3】（製造物責任）

外国の消費者が、日本の電子商取引事業者からインターネットを介して購入した商品を使用したところ身体に被害を生じた、として、当該商品を製造した別の日本の事業者
に損害賠償を請求している。この場合、どこの国の法律が適用されるか。

【論点 4】（公法的規制）

日本の電子商取引事業者が外国に対してインターネットを介して取引を行う場合、どのような公法的規制に注意する必要があるか。

課題 2) で挙げた契約の基本的ルールについては、【論点 1】で事業者間取引として、【論点 2】で対消費者取引としてそれぞれ取り上げた。【論点 3】は、課題 3) 製造物責任に対応するものである。課題 1) の公法的規制の情報については事業者のニーズが高いが、各国の法規制を網羅的に調査するのは極めて難しいため、【論点 4】は、特徴的なものをごく一部例示するにとどめている。

検討結果は次章で詳しく述べるが、どこの国の裁判所で裁判を行うかによって結論が変わってくるため、取引相手として想定される国・地域ごとに検討を行うこととし、それぞれ国際裁判管轄の問題も含めた分析を行っている。

第2章 国際裁判管轄及び法適用関係の分析

前章で見たように、近年、我が国の電子商取引事業者の中に海外市場に着目する者が増加するとともに、海外販売を支援するサービスも次々と出現している。しかし、海外販売に伴う法的リスクについてはこれまでほとんど検討がなされておらず、情報が不足している。

本章では、本検討会において、我が国電子商取引事業者が適切なリスク分析と法遵守のもとで海外展開を行うことができるよう、越境取引への法適用の問題を検討した結果を示すこととする。

具体的には、1-3に掲げた各論点につき、「日本の裁判所に訴えを提起した場合の裁判管轄権と準拠法」と「外国の裁判所に訴えを提起した場合の裁判管轄権と準拠法」について分析を行った。

外国については、EU、台湾、韓国、米国、中国を取り上げ、準拠法がそれぞれの国の法となる場合は、どのような内容の法律が適用される可能性があるかについても分析した。

各国についての執筆者は次の通りである。

1. 日本で訴訟が行われる場合

上沼 紫野 (虎ノ門南法律事務所 弁護士)

2. EU加盟国で訴訟が行われる場合

早川 吉尚 (立教大学法学部教授)

3. 台湾で訴訟が行われる場合

宍戸 一樹 (弁護士法人 曾我・瓜生・糸賀法律事務所 弁護士)

4. 韓国で訴訟が行われる場合

吉田 一雄 (清和大学法学部教授)

5. 米国で訴訟が行われる場合

土井 悦生 (フォーリー・アンド・ラードナー外国法事務弁護士事務所 弁護士)

6. 中国で訴訟が行われる場合

井口 直樹 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士)

なお、本章で示された分析結果は、あくまで一般的な場合の考え方についてのものであって、実際の裁判での個別のケースにおいては、異なる結論が導かれることも十分に考えられる。また、国によっては法改正が頻繁に行われ、又は法運用が統一的になされていないことも考えられるため、実際のトラブル解決にあたっては、相手国の法制度の実状に詳しい専門家に相談すべきである。

【論点 1】（B2B取引）

日本の電子商取引事業者が、外国の事業者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合、契約成立の時期や要件、契約履行の考え方など、取引の基本的なルールについては、どこの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

①国際裁判管轄

i) 仲裁合意がある場合

仲裁合意がある場合には、仲裁合意が優先され、日本の裁判所に訴えを提起しても、訴えは却下される¹。これは、仲裁地が日本国内である場合と国外である場合とに関わらない（仲裁法第14条第1項）。

ii) 仲裁合意がない場合

国際裁判管轄²に関し、日本は統一的な条約に加入していない³。また、現段階では国内法も存在しない⁴。

国際裁判管轄に関しては、現在、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当であり、具体的には民事訴訟法に規定する裁判籍⁵のいずれかが日本にある場合は原則として管轄が認められるが、日本での裁判が当事者間の公平等の理念に反する特段の事情がある場合には、管轄は認められないと考えられている（最判昭和56年10月16日、最判平成9年11月11日）。

なお、ここでいう特段の事情として何が考慮されるべきかについては、個別具体的な事案によることとされており、明確ではない。ドイツ所在の被告に対し日本国内に義務履行地があることを理由として日本の裁判所の国際裁判管轄を主張した事案においては、日本の裁判所に訴えが提起されることについての被告の予測可能性、被告の本拠や証拠方法の所在、ドイツの裁判所で訴訟を行うことによる原告の負担の程度が考慮され、日本の裁判所の国際裁判管轄が認められなかった（前掲平成9

¹ 却下とは、いわゆる門前払いのことであり、実体的判断に踏み込まずに訴えを斥けるものである。

² 国際裁判管轄とは、国際的な事案においていずれの国において裁判権が行使しうるかを意味する。裁判権を行使しえない場合、裁判所は実体的判断を行うことができない。

³ ”Convention of Choice of Court Agreements”は国際裁判管轄に関する専属的な合意がある場合について定めているが、日本は加入していない（加盟国も少ない）。

⁴ 平成22年2月5日、法制審議会が法務大臣に対し「国際裁判管轄法制の整備に関する要綱」の答申をした。

⁵ 民事訴訟法第4条以下に管轄に関する規定があり、具体的には、被告の住所地等（同法第4条）、義務履行地（同法第5条1号）、被告の財産所在地（同条第4号）、不法行為地（同条第9号）などがある。

年最判)¹。

一般的には、被告の住所などが日本に所在する場合には、日本の裁判所の国際裁判管轄が認められるであろう²。したがって、相手方企業が日本の企業を日本で訴える場合には、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる。一方、日本の企業が相手方企業を日本で訴える場合に、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか否かは具体的事情によることとなる。

また、当事者間に国際裁判管轄に関する専属的な合意がある場合は、原則として合意が優先すると解されている。外国の裁判所を管轄裁判所とする専属的な合意をした場合、①その事件が日本の裁判権に専属的に服するものではなく、②指定された外国の裁判所が、その外国法上、当該事件につき管轄権を有する場合には、当該合意は原則として有効であるとされている（最判昭 50 年 11 月 28 日）³。

以上によれば、原則として、日本の裁判所を管轄裁判所とする合意がある場合や日本の事業者が被告として訴えを起こされた場合には、日本の裁判所の国際裁判管轄が認められると考えられる。

②適用される法規

i) 「ウィーン売買条約」（国際物品売買契約に関する国際連合条約）について

国際動産売買については、「ウィーン売買条約」が存在し、日本については、平成 21 年 8 月 1 日から発効した。

「ウィーン売買条約」は、異なる国に営業所を有する当事者間の物品売買契約に関し、①これらの国がいずれも締約国である場合、②国際私法の準則によって締約国⁴の法が適用される場合に直接適用される⁵。

したがって、問題となる取引が動産売買であり、相手方の営業所⁶の所在する国が「ウィーン売買条約」の締約国である場合、または、合意その他によって定められた準拠法の国が締約国である場合⁷には、「ウィーン売買条約」が適用される。

¹ サーバーの所在地が考慮されるかについて、明確に規定した裁判例はないが、サーバーの所在地が当事者間の訴訟遂行に大きく影響するとは考えにくい。

² 民事訴訟法上、一般的、原則的な裁判籍（土地に関する管轄）を普通裁判籍というが、被告の住所地は、普通裁判籍となる。つまり、被告住所地が日本国内に存在する場合、民事訴訟法上認められる普通裁判籍が日本にあるため、日本の裁判所の管轄が原則として認められるところ、被告所在地にて訴えを提起されることは当事者の予測もあるであろうから、特段の事情があるとして日本の国際裁判管轄が否定される可能性は低いと考えられる。

³ 「国際裁判管轄法制の整備に関する要綱」によれば、国際裁判管轄に関する合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、書面（電磁的記録を含む。）でなされた場合原則有効なものとされている。しかし、外国の裁判所へのみ訴えを提起することができる旨の合意がある場合であっても、その外国の裁判所が管轄権を行使することができないときは、日本の裁判所は訴えを却下することはできず、また、訴えについて法令に日本の裁判所に管轄権が専属する旨の定めがある場合も同様である。

⁴ 米国を始め、イギリスを除く多くのヨーロッパ諸国、アジアではシンガポール、韓国、中国、モンゴルは締約国である。

⁵ 「ウィーン売買条約」第 1 条

⁶ 「ウィーン売買条約」第 10 条参照。

⁷ ただし、米国、中国、チェコ、スロバキア、シンガポール等は、「ウィーン売買条約」第 1 条 (1) (b) の適用を留保する旨の宣言を行っている（同条約第 95 条）。

ただし、「ウィーン売買条約」は、以下の場合には適用されない。

a) 例外の適用がある場合¹

ア) 個人用、家族用又は家庭用にされた物品の売買（ただし、売主が契約の締結時以前に当該物品がそのような使用のために購入されたことを知らず、かつ、知っているべきでもない場合は、この限りではない）。

イ) 競り売買

ウ) 強制執行その他法令に基づく売買

エ) 船、船舶、エアクション船又は航空機の売買など

b) 「ウィーン売買条約」を適用しない旨の当事者間の合意がある場合²。

したがって、契約において、「国際物品売買契約に関する国際連合条約（「ウィーン売買条約」）は、本契約には適用されない」旨、明記されていれば、「ウィーン売買条約」の適用を排除することができる³。

ii) 「ウィーン売買条約」の適用がない場合

準拠法の決定に関しては、「法の適用に関する通則法」（以下「通則法」）による。

これによる場合、準拠法合意がある場合には、当該合意によることとされる（通則法7条）。

また、準拠法合意がない場合、法律行為の当時において当該法律行為に最も密接な関係がある地の法によることとされ（通則法第8条）、特徴的な給付を当事者の一方のみが行うものであるときは、その給付を行う当事者の常居所地⁴が最も密接な関係がある地と推定される（同条第2項）。

一般には、動産の引渡しまたはサービスの提供が特徴的な給付であると考えられるから、原則として⁵、日本の事業者が売主またはサービス提供者である場合には、日本法が準拠法となるであろう⁶。

2. 説明（想定事例への当てはめ）

¹ 「ウィーン売買条約」第2条

² 「ウィーン売買条約」第6条

³ 一般的に B2B の契約においては、「ウィーン売買条約」の適用が排除されていることが多い。

⁴ その当事者が当該法律行為に関係する事業所を有する場合には当該事業所の所在地法、その当事者が当該法律行為に関係する2以上の事業所で法を異にする地に所在するものを有する場合にはその主たる事業所の所在地法とされる。

⁵ 日本以外の地の法がより法律行為に密接な関係を有していると認められない限り、日本法が準拠法となると解される。

⁶ サーバー所在地は、提供されるサービスが当該サーバーに密接に関連するような場合を除き、あまり関係しないと思われる。また、サイトが日本語のみであることは、日本が最も密接な関係を有する地とされる要素になり得ると思われるが、現段階ではこの点を明確にした裁判例はない。

想定事例（１）

インターネットでオーダー品（社名などの刺繍入り商品）を販売した。外国企業からの注文に対し、ショップから「承諾の通知」を発信し、先方に到達したことが確認されたので製作を開始したところ、数日後に、先方企業から注文キャンセルの連絡が入った。契約の成立を主張することができるか？

①国際裁判管轄

仲裁又は国際裁判管轄に関する合意がある場合は、原則としてかかる合意による。かかる合意がない場合には、相手方企業が日本の事業者を日本で訴える場合には原則として日本の裁判所に国際裁判管轄が認められ、日本の事業者が相手方企業を日本で訴えた場合、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか否かは具体的事情による。

i) 仲裁または国際裁判管轄に関する合意がある場合

契約中に、仲裁に関する合意が存在している場合には、当該仲裁合意が有効とされるから、当該手続きにしたがった紛争解決が行われることとなる。

また、契約中で国際裁判管轄に関する専属的な合意がされている場合、当該合意が原則として有効とされる。したがって、日本以外の特定の国の裁判所が管轄裁判所として合意されていたときは、①その事件についての管轄権が日本の裁判権に専属する場合や②指定された外国の裁判所がその事件につき管轄権を行使できない場合等の例外的場合を除き、日本の裁判所において、本件紛争を争うことができないこととなり、例え、日本の裁判所に訴えを提起しても却下されることとなる。

ii) 仲裁または国際裁判管轄に関する合意がない場合

仲裁または国際裁判管轄に関する合意がない場合については、前記「1. 考え方」で述べたとおり、民事訴訟法に規定する裁判籍¹のいずれかが日本にある場合は原則として管轄が認められるが、日本での裁判が当事者間の公平等の理念に反する特段の事情がある場合には、管轄は認められないということになる。

一般に、相手方企業が日本の事業者に対して、日本で裁判を提起する場合には、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる。

逆に、日本の事業者が相手方企業に対して、日本で裁判を提起する場合について検討する。

日本の事業者が契約の成立を主張する場合、具体的には、相手方企業に対し、代金支払請求を求めることになると考えられる。

相手方企業は日本に所在しない場合でも、代金債務については、その履行地が日本であることが明示されている場合、または、これが明示されていなかったとしても準拠法が日本法である場合には、債務に関しては、原則、持参債務とされている

¹ 民事訴訟法第4条以下に管轄に関する規定があり、具体的には、被告の住所地等（同法第4条）、義務履行地（同法第5条第1号）、被告の財産所在地（同法第4号）、不法行為地（同法第9号）などがある。

ことから¹、日本が債務履行地とされることになる。したがって、この場合には、民事訴訟法上は債務履行地の裁判籍が認められることになることと解される。

しかし、既述のとおり、最判平成9年11月11日においては、債務の履行地を日本とすることが明示的に合意されていなかったことなどを理由に、日本での訴訟を相手方に強いることは「当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する」として「本件契約の効力についての準拠法が日本法であるか否かにかかわらず、・・・我が国の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情がある」として、日本の裁判所の国際裁判管轄を認めていない。したがって、本事例において、義務履行地を理由に日本の裁判管轄が認められるか否かは、当該事案についての具体的事情を検討することになるため、その帰趨は必ずしも明らかではない²。

なお、日本の裁判所で管轄が認められ日本で勝訴判決を得たとしても、被告が日本に財産を有していない場合、その判決の執行については、別途、財産の所在する国において、日本の裁判所の確定判決の執行を求める必要があることには注意が必要である。

②準拠法

i) 「ウィーン売買条約」による場合

①取引の対象が物品である場合、②相手方企業の営業所が「ウィーン売買条約」の締約国に所在する場合か、契約で指定された準拠法が「ウィーン売買条約」の締約国の法であって³、③契約において、「ウィーン売買条約」の適用が排除されていない場合は、「ウィーン売買条約」が適用される。

「ウィーン売買条約」は、物品を製造し、または生産して供給する契約は、売買とする旨定めている（ただし、物品を注文した当事者がそのような製造または生産に必要な材料の実質的な部分を供給することを引き受ける場合は「売買」とせず、また、物品を供給する当事者の義務の主要な部分が労働その他の役務の提供から成る契約については、「ウィーン売買条約」は適用されない⁴）。

本件では、オーダー品とは言え、ネット上で販売していることからすれば、注文者が製造に必要な材料の実質的な部分を供給するとは考えにくく、また、刺繍等を行う部分が売主の義務の主要な部分とは考えにくいと思われ、上述ただし書き以下のような事情がない場合には、「ウィーン売買条約」が規定する「売買」に該当する

¹ 民法第484条。

² 「国際裁判管轄法制の整備に関する要綱」によっても、「契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき。」または「契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき。」については、日本の裁判所が管轄権を有することとされている。ただし「事案の性質、応訴することによる被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、当事者間の衡平を害し、または適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるとき」は、訴えの全部または一部を却下することができることとされている。

³ ただし、前記脚注12参照。

⁴ 「ウィーン売買条約」第3条

こととなる。

【あてはめ】

結論として、本事例において、売主は、買主に対して契約の成立を主張することができる。

本事例では買主である外国企業から注文のキャンセルの連絡が入っているが、買主からの注文は、契約の申込みと解される¹。かかる注文のキャンセルが申込みの撤回として有効であれば、契約は成立しない。一方、注文のキャンセル時において既に契約が成立している場合は、原則として一方的な意思表示によって契約を解除(キャンセル)することはできない²。したがって、「ウィーン売買条約」にしたがって、契約が成立しているか否かを検討する。

「ウィーン売買条約」においては、契約成立に関する規定があるが、そのうち、特に本事例と関連のあるものとして以下の規定がある。

第 15 条

- (1) 申込みは、相手方に到達した時³にその効力を生じる。
- (2) 申込みは、撤回することができない場合であっても、その取りやめの通知が申込みの到達時以前に相手方に到達するときは、取りやめることができる。

第 16 条

- (1) 申込みは、契約が締結されるまでの間、相手方が承諾の通知を発する前に撤回の通知が当該相手方に到達する場合には、撤回することができる。
- (2) 申込みは、次の場合には、撤回することができない。
 - (a) 申込みが、一定の承諾の期間を定めることによるか他の方法によるかを問わず、撤回することができないものであることを示している場合
 - (b) 相手方が申込みを撤回することができないものであると信頼したことが合理的であり、かつ、当該相手方が当該申込みを信頼して行動した場合

第 18 条

- (1) 申込みに対する同意を示す相手方の言明その他の行為は、承諾とする。沈黙又はいかなる行為も行わないことは、それ自体では、承諾とならない。
- (2) 申込みに対する承諾は、同意の表示が申込者に到達した時にその効力を生ずる。(以下略)
- (3) 申込みに基づき、又は当事者間で確立した慣行若しくは慣習により、相手方

¹ 「ウィーン売買条約」は、第 14 条 (2) で、「一人又は二人以上の特定の者に対してした申入れ以外の申入れは、申入れをした者が反対の意思を明確に示す場合を除くほか、単に申込みの誘引とする。」と規定している。インターネットにおける物品・サービスの掲示は、特定の者に対する申入れではないから、「申し込んだ方には必ずお送りします」などの旨を表示していない限り、「申込みの誘引」と解される。

² 「ウィーン売買条約」において、契約の解除が許される場合は、第 49 条及び第 64 条に規定されている。なお、買主による解除に関する規定については、事例(2)を参照されたい。

³ なお、「到達」については、「ウィーン売買条約」第 24 条で、「相手方に対して口頭で行われた時」また、「他の方法により相手方個人に対し、相手方の営業所若しくは郵便送付先に対し、若しくは相手方が営業所及び郵便送付先を有しない場合には相手方の常居所に対して届けられた時とする。」とされている。

が申込者に通知することなく、物品の発送又は代金の支払等の行為を行うことにより同意を示すことができる場合には、承諾は当該行為が行われた時にその効力を生ずる。(以下略)

第 23 条

契約は、申込みに対する承諾がこの条約の規定に基づいて効力を生ずる時に成立する。

以上によれば、申込みの撤回が許されるのは¹、契約が締結されるまでの間であって、相手方が承諾の通知を発信する前に撤回の通知が相手方に到達する場合である。

本事例において、買主である外国企業からの「注文」が「申込み」であることは前述のとおりであり、これに対し、日本のネットショップは、「承諾の通知」を発信し、これが到達している。つまり、相手方である売主は「承諾の通知」を発信しているため、以後申込みの撤回はできないこととなる²。また、本事例は、承諾が申込者に到達することにより契約が成立する場合と考えられるところ、日本のネットショップの承諾の通知は、買主である外国企業に到達しているから、当該承諾の通知が到達した時点において、契約が成立している。契約成立後、一方的な解除が許されないことは前述のとおりである。

したがって、本事例において、日本企業は、契約の成立を主張することができる。

ii) 「ウィーン売買条約」によらない場合

a) 日本法を準拠法とする合意がある場合

日本法においても、申込みに対して承諾がなされたときに契約が成立する³。また、日本法においては、申込みの撤回に関し、承諾期間の設定を行った申込みについては撤回ができないものとされているほか⁴、承諾の期間を定めない申込みについては、隔地者に対してなされた場合、申込者が承諾の通知を受けるのに相当の期間を経過するまでは撤回することができない、とされている⁵。ただし、当該期間を経過すれば、申込みは撤回可能である。

意思表示は、到達した時から効力が生じるとされているところ⁶、隔地者間の契約における承諾については、民法上、発信したときに効力が生じる。ただし、隔地者間の契約における電子承諾通知については、民法第 526 条第 1 項、同法第 527 条が適用されないため（電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律第 4 条）、原則どおり、承諾の意思表示が到達したときに、

¹ 撤回が許される場合であることが前提である（「ウィーン売買条約」第 16 条（2）参照）。

² なお、「ウィーン売買条約」第 18 条（3）が適用される場合には、一定の行為が行われたときは、申込者において当該行為がなされたことを知らなくても、契約が成立し、申込みの撤回はできなくなる。本件は、承諾通知発信前にはそのような行為が行われなかった事案を想定している。仮に承諾通知発信前にそのような行為が行われた場合は、その時点で契約が成立することとなるから、それ以後は、申込みの撤回はできないこととなる。

³ 民法第 526 条第 1 項

⁴ 民法第 521 条第 1 項

⁵ 民法第 524 条

⁶ 民法第 97 条

効力が生じる。

したがって、承諾期間の設定がない場合、①一般的には承諾の通知が発せられるまで、②電子承諾通知に関しては承諾の意思表示が到達するまでに、申込みの撤回の意思表示が相手方に到達しなければ、有効ではないこととなる。

【あてはめ】

結論として、本事例において、売主は、契約の成立を主張することができる。

本事例において、日本のネットショップは、外国企業からの「申込み」¹に対し「承諾の通知」を発信し、これが相手方に到達している。したがって、その時点で、契約は成立しているのであるから、その後に到達した注文キャンセルの通知にかかわらず、契約の成立を相手方に主張することができる²。

b) 日本法を準拠法とする合意がない場合

オーダー品の売買であるから、特徴ある給付は売主が行っている。したがって、外国に主たる事業所を有しない日本の事業者が売主である場合には、日本国法が最も密接な関係がある地の法と推定される。

よって、通常の場合³、日本法が準拠法となる。その内容について、前記(A)の記載を参照されたい。

想定事例(2)

ヴィンテージ・ワインを販売した。運送を依頼した運送事業者による配送中の事故で、販売できない状態で購入者(現地企業)に届いた。解除とともに損害賠償を請求されているが、応じる必要があるか？

①国際裁判管轄

一般的な考え方については、前記1(1)の記載を参照されたい。

ただし、契約上の債務の不履行による損害賠償を請求する訴えについて、下級審裁判例においては、損害賠償債務自体の義務履行地により管轄を認めるものと、損害賠償債務に転化した本来の契約債務の履行地により管轄を認めるものがあり、考え方が分か

¹ なお、ウェブサイトにおいて、商品を表示している行為がそもそも「申込み」に該当する可能性もあるが、ウェブサイトにおける商品の表示に対して買主から注文が入った場合、直ちに契約が成立する(つまり、売主は、いかなる買主からのどのような数量の注文であっても直ちにその注文に拘束される)とすると、対応不可能な量の注文がされた場合に、売主が債務不履行責任を負ってしまうことになるという問題がある。したがって、ウェブサイトにおける商品の表示は、「申込みの誘引」として行われるのが通常である。

² なお、本事例における販売の目的物が、社名などの刺繍を行うオーダー品であることから、当該オーダー部分について、ある仕事の完成を業務の内容とする請負契約の要素を含むものであると考えることができる。請負においては、「請負人が仕事を完成するまでの間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる」旨規定されているところ、先方企業からの注文取消しが、かかる「解除」の趣旨と解釈することもできる。このように考えた場合、本件においては、契約の解除が認められる余地がある。解除が認められた場合、日本の事業者としては、同規定に基づき損害賠償を請求することができるであろう。

³ 日本以外の地の法がより法律行為に密接な関係を有していると認められない限り、日本法が準拠法となると解される。

れている。

② 準拠法

i) 「ウィーン売買条約」が適用される場合¹

本事例においては、配送中の事故により商品が販売できない状態で購入者に届いている。したがって、買主としては、契約に適合しない物品が引き渡されたものとして、売主の義務違反を根拠として売買契約の解除及び損害賠償請求を行うことができないかが問題となる。

「ウィーン売買条約」において、売主は、契約に適合した物品を引き渡す義務を負っている²。本事例では、目的物自体の引渡しはなされたものと解されるが³、目的物が販売できない状態であったのであるから、通常、契約に適合していないと解釈されるであろう⁴。売主が責任を負うのは、危険⁵が買主に移転した時に存在していた不適合とされており⁶、買主に危険が移転した後は、目的物の不適合について原則として責任を負わない⁷。したがって、本事例において、どの時点で買主に危険が移転したのかが問題となる。

「ウィーン売買条約」の規定は、当事者間に合意があれば、それが優先され⁸、危険の移転時期についても同様である。通常の国際取引においては、インコタームズによる取引条件などを用いることにより、売主が物品を引き渡すべき場所、危険の移転時期などが定められている場合が多い。したがって、以下では、危険の移転時期についての当事者の合意がない場合について検討する。

売買契約が、物品の運送を伴う場合であって、売主が特定の場所において物品を交付する義務を負わないときは、物品が最初の運送人に交付された時点で、荷印、

¹ どのような場合に「ウィーン売買」条約が適用されるかについては、前記1（1）の記載を参照されたい。

² 「ウィーン売買条約」第35条。

³ 「ウィーン売買条約」第31条から第33条等参照。

⁴ 「ウィーン売買条約」第35条（2）は、当事者が別途合意していない場合の契約の適合性についての要件を定める。この要件には、「同種の物品が通常使用されるであろう目的に適したものであること」、「契約の締結時に売主に対して明示的又は黙示的に知らされていた特定の目的に適したものであること」、「売主が買主に対して見本又はひな形として示した物品と同じ品質を有するものであること」などが含まれる。本件では、企業対企業の取引であるから、目的物が販売用であった場合、そのことは明示的又は黙示的に知らされていたものとされる可能性が高く、販売ができない状態は、契約に適合しないこととなる（仮に、販売用であることが知らされていなかったとしても、「通常使用されるであろう目的に適しない」場合や「見本又はひな形」と異なる場合は、契約に不適合となる。

⁵ 「危険」とは、「ウィーン売買条約」第66条に「物品の滅失又は損傷」に関する危険として規定されているが、運送中または保管中の物品の紛失、他者への移転、盗難なども含まれる（CLOUT Digests UNCITRAL Digest of Case Law on the United Nations Convention on the International Sales of Goods Part III, Chapter IV Passing of Risk “Nature of Risk” 参照。

http://www.uncitral.org/uncitral/en/case_law/digests/cisg2008.html）。

⁶ 「ウィーン売買条約」第36条（1）。

⁷ 「ウィーン売買条約」第36条（2）は、危険が買主に移転した後の不適合であっても、「自己の義務違反（物品が一定の期間通常の目的若しくは特定の目的に適し、又は特定の品質若しくは特性を保持するとの保証に対する違反を含む。）によって生じたものについても責任を負う。」としている。

⁸ 「ウィーン売買条約」第6条は当事者による同条約の適用の排除を認めており、各条文についても個別に異なる合意を設けることが可能である。

船積書類、買主に対する通知又は他の方法により物品が契約上の物品として明確に特定されていれば、危険は買主に移転することとなる¹。したがって、このように物品を最初の運送人に交付した時点で危険が買主に移転していた場合には、売主は、運送中の事故による物品の不適合についての責任を負担することではなく、買主は、依然売買代金債務を負担することになり²、自らの救済手段として運送人または付保があれば保険会社に関し、請求を行うことになる。

しかし、本事例の場合、買主としては、送付先住所を知らせることにより、売買契約を締結するものであると思われ、売主は買主指定の送付先において物品を買主に交付するという合意があったと解釈される可能性が高いであろう。

この場合、引渡しの期限が到来し、かつ、物品がその場所において買主の処分によつてゆだねられたことを買主が知った時に、危険は買主に移転することとなる³。本事例においては、販売できない状態で買主である現地企業に届いていることから、売主から買主に危険が移転する前に、物品が不適合の状態になっていた可能性が高い。したがって、売主は、当該不適合について責任を負うこととなる⁴。

売主の義務違反に対する買主の救済方法は、「ウィーン売買条約」第 45 条に規定されている。

買主に認められる救済方法は、売主に対する履行請求⁵、契約解除⁶、代金減額⁷、損害賠償請求⁸であるが、損害賠償は、他の救済手段と合わせて請求することが認められる救済方法である⁹。

契約解除については、売主の義務の不履行が重大な契約違反の場合に認められ得るが、そうでない場合は、契約解除は認められず、履行請求、代金減額請求が損害賠償請求と合わせて認められ得ることとなる。

重大な契約違反については、「相手方がその契約に基づいて期待することができたものを実質的に奪うような不利益を当該相手方に生じさせる場合」と規定されてい

¹ 「ウィーン売買条約」第 67 条。

² 「ウィーン売買条約」第 66 条本文。

³ 「ウィーン売買条約」第 69 条 (2)。

⁴ なお、「ウィーン売買条約」第 79 条は、債務者の支配を超えた障害による不履行について、所定の要件が満たされる場合に、債務者は責任を負わない旨を規定する。ここでの「債務者の支配を超えた障害」とは、自然現象、国会的社会的現象などと考えられている。運送業者は、同条 (2) にいう「契約の全部又は一部を履行するために自己の使用した第三者」に該当すると考えられるから、債務者本人及び運送業者のいずれもが第 79 条 (1) の要件を満たす場合でなければ、売主は、運送中の事故であっても責任を免れない。

なお、第 79 条は、従来、各国が、フラストレーション、不可抗力等の様々な理論によって対処してきた問題について、例えば「不可抗力」の意味の理解についても各国によって異なること等を考慮し、異なった法的意味を持ち得る用語の使用を極力避けながら、当事者の責に帰さない種々の障害によって契約が履行できない場合についてのルールを規定したものである。

⁵ 「ウィーン売買条約」第 45 条 (1) (a)、第 46 条。

⁶ 「ウィーン売買条約」第 45 条 (1) (a)、第 49 条。

⁷ 「ウィーン売買条約」第 45 条 (1) (a)、第 50 条。

⁸ 「ウィーン売買条約」第 45 条 (1) (b)、第 74 条から第 77 条。

⁹ 「ウィーン売買条約」第 45 条 (2)。

る¹。売主による追完が可能な場合が重大な契約違反にあたるかについては、争いはあるものの、売主の追完権が適正に行使された場合には²、当該追完により売主の義務違反が「重大な契約違反」でなくなり、買主の契約解除は認められなくなるとの解釈がある³。なお、この場合でも損害賠償請求は可能である。

本事例においては、目的物は販売できない状態で届いているが、これは、買主が当該契約において有していた期待を実質的に奪うようなものと言えるところ、ヴィンテージ・ワインという目的物の性質上、容易に追完ができるものとは考えにくく、「重大な契約違反」に該当する可能性が高いと思われる。したがって、この場合、買主としては、契約解除及び損害賠償請求が可能である。

[実務的対応]

引渡しの方法、危険の負担いづれについても、契約による別段の合意が可能であるから、契約内に明記しておくことが望ましい。

ii) 「ウィーン売買条約」によらない場合

前記「1. 考え方」で述べたとおり、準拠法合意が日本国法である場合は準拠法は日本国法となり、または準拠法合意がない場合であっても、本事例では特徴ある給付は外国に主たる事業所を有しない日本の事業者が行っているから、原則として準拠法は日本国法となる。

本事例において売主が負担する義務について検討するに、売主は、目的物の引渡債務を負っている。ところで、本事例における目的物は、ヴィンテージ・ワインであるから、通常は、当事者はその目的物の個性に着目して取引を行っていると考えられるため、特定物に当たると解される。目的物の引渡しについては、別段の意思表示がないときは、目的物が特定物の場合は債権発生時に当該物が存在していた場所において、その他については債権者の営業所又は住所地において、これを行うものとされている（民法第484条、商法第516条第1項）。これを本事例において検討するに、本事例のような場合には、売主は、買主が指定した届け先において目的物を買主に引き渡す旨の別段の合意があると解釈されるのが通常であろう。

したがって、売主には、目的物を引き渡すべき場所において、債務の本旨に従った状態で物品を引き渡す義務があるものと解される。本事例では、目的物が買主に引き渡された時点で販売できない状態、つまり、債務の履行が不能状態になっていることから、当該運送中の事故について売主が債務不履行責任を負担すべきか否かが問題となる。

債務不履行による損害賠償請求や解除が認められるためには、債務の本旨に従った履行がなかったことのほか、債務者に「責めに帰すべき事由」が認められなけれ

¹ 「ウィーン売買条約」第25条。なお、「ただし、契約違反を行った当事者がそのような結果を予見せず、かつ、同様の状況の下において当該当事者と同種の合理的な者がそのような結果を予見しなかったであろう場合は、この限りでない。」とのただし書きがある。

² 「ウィーン売買条約」第48条。

³ 「ウィーン売買条約（CISG）の解説（4）」曾野裕夫ほかNBL 891号68頁参照。

ばならないと考えられている¹。本事例は、売主が依頼した運送人の運送中の事故であるから、これについて依頼者である売主がどのような責任を負うべきかが問題となる。

運送業者のような売主から独立した第三者の責任により、履行がなされなかった場合に売主に債務不履行責任が認められるか否かという点については、解釈が分かれており、一義的に明らかではないが²、売主と運送業者との関係や契約の趣旨に照らして、運送業者の行為について売主が責任を負うべきか否かを判断する見解も存在する。本事例のように、取引に際し、売主は買主が指定した届け先において目的物を買主に引き渡す旨の別段の合意をしたと解釈されるような取引については、運送業者の責任により債務が履行できない場合でも、売主に責めに帰すべき事由があるとして売主に債務不履行責任が認められる可能性が高いと考えられる。

一方、運送業者の行為についてまで売主が責任を負うべきではないという場合、売主としては、運送業者への引渡しをすれば足りるとの解釈も成り立ちうる。この場合、売主の債務は、物品を債務の本旨に従った状態で運送人に引き渡せば足りるから、売主の債務不履行による解除及び損害賠償請求は認められないと考えられる。

なお、(運送業者の行為について売主が責任を負うべきとされる場合でも) 運送中の事故について運送業者の責めに帰すべき事由がない場合、または、運送業者の行為について売主が責任を負うべきではない場合は、売主の債務不履行は問題とならず、危険負担の問題となる。この点、特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰するとされている(民法 534 条 1 項)。したがって、本事例において、目的物を特定物と解した場合において、配送中の事故が債務者である売主の責めに帰すべきものとされない場合は、上記民法の規定をそのまま適用すれば、債権者である買主が負担すべきものとされ、買主は、依然として売買代金を負担することとなる。しかし、学説上は、たとえば、目的物が買主の支配権に入った後に移転するとするのが当事者の合理的意思であったと解釈することにより、534 条 1 項の規定を条文どおり適用せず、目的物の支配可能性の移転時に危険が移転すると考えるべきであるとする見解等、同条項の規定を条文どおりに適用しないとする見解が有力であり、本事例のような場合に買主が売買代金債務を依然として負担するとの結論となるか否かは必ずしも明らかではないと考えられる。

[実務的対応]

上記のとおり、未だ、その解釈が定まっているとは言い難く、また、取引の具体的な事情により結論が異なり得るから、引渡方法、危険の移転時期等について、契約

¹ ただし、解除については、債務者の帰責性を必要としないとの見解もある。

² 内田民法 III 第 3 版 P.142~148 など。なお、ここでは、運送人は売主の履行補助者と解されるか否かという観点から議論がされている。

において明記しておくことが望ましい。

【論点2】(B2C取引)

日本の電子商取引事業者が、外国の消費者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合、どの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

①国際裁判管轄

i) 仲裁合意がある場合

【論点1】で示したとおり、仲裁合意がある場合、仲裁合意が優先される。ただし、仲裁法附則第3条による消費者の特例があり、消費者は、仲裁合意を解除することができる。これにより、消費者によって仲裁合意が解除された場合は(b)の問題となる。

ii) 仲裁合意がない場合

この場合、日本の裁判所に国際裁判管轄があるか否かの問題となり、原則は、【論点1】に記載したとおりである。

ただし、特段の事情の有無の判断において、被告が消費者であることや消費者の住所地が考慮される可能性がある¹。

また、国際裁判管轄に関する合意がある場合、原則として、かかる合意が有効とされることは【論点1】に記載したとおりであるが、事業者と消費者との間の契約においては、その取引における力関係などの点からかかる合意が常に有効とされるとは限らない²。

外国の消費者が日本の裁判所において日本の事業者相手に裁判を起こした場合は、原則として、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるであろう。

逆に、日本の事業者が外国の消費者を相手に日本の裁判所で訴えを提起した場合、契約において定められた債務の履行地、つまり、代金の支払地が日本国内にあるとしても、外国の消費者の日本で訴訟手続を遂行することの困難性などを特段の事情として考慮し、日本の裁判所が裁判管轄を認めないことも考えられる。

¹ 「国際裁判管轄法制の整備に関する要綱」によれば、消費者と事業者との間で締結される契約に関する消費者からの事業者に対する訴えについて、訴えの提起の時又は消費者契約の締結の時における消費者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所が管轄を有するとし、また、事業者から消費者に対する訴えについては、被告の住所等が日本国内にある場合か、または管轄地を日本とする旨の合意に効力が認められる場合又は被告が応訴した場合には、日本の裁判所が管轄権を有としている。

² 「国際裁判管轄法制の整備に関する要綱」によれば、将来において生ずる消費者契約に関する紛争を対象とする国際裁判管轄に関する合意は、①消費者契約の締結の時において消費者が住所を有していた国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意であるとき、または②消費者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、または事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が当該合意を援用したときは、有効とされる。なお、①については、国際裁判管轄に関する専属的な合意は、その国以外の国の裁判所にも訴えを妨げない旨の合意とみなされる。

②適用される法規

相手が消費者であることから、当該売買が「個人用、家族用、家庭用の物品の売買」とされるため、原則として「ウィーン売買条約」は適用されない¹。

したがって、日本においては、「法の適用に関する通則法」（以下「通則法」）に基づいて準拠法が決定される。

本事例は、事業者と消費者との間の契約であることから、通則法第 11 条が適用される。通則法第 11 条によれば、準拠法に関する合意がない場合は、常に消費者の常居所地法とされることになるし（同条 2 項）、仮に準拠法に関する合意がされていたとしても、消費者が常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨を事業者に対し表示した場合は、その強行規定も適用されることになる（同条 1 項）。ただし、①消費者自らが事業者の事業所の所在する地に赴いて契約を締結するか、債務の全部の履行を受けた場合²や、②事業者が消費者契約³の締結の当時、消費者の常居所地がどこであるか知らず、または相手方当事者が消費者でないと誤信し、かつ知らないこと又は誤信したことにつき相当の理由がある場合は、例外とされる（同条第 6 項）。

インターネットを介した通信販売においては、ダウンロード販売など、送付先を知る必要がないようなものの場合に、上記例外の適用を受ける可能性がある。

2. 説明（想定事例への当てはめ）

想定事例（1）

「返品不可」と明瞭に表示した上で、衣料品を販売した。購入した外国の消費者が、商品到着 5 日後に返品を申し出てきた。消費者の居住国の法律では、通信販売にもクーリングオフ類似の権利が認められているという。応じる必要があるか？

準拠法に関する合意がなければ、消費者の常居所地の法律が適用となる。本事例では、消費者の居住国では通信販売にもクーリングオフ類似の権利が認められているというのであるから、これに応じる必要がある。

一方、日本法を準拠法とする合意がされていた場合について検討する。日本の特定商取引法上、「返品不可」と明瞭に明示がされていれば、返品に応じる必要はない。しかしながら、本事例においては、消費者の居住国の法律では通信販売にもクーリングオフ類似の権利が認められているということであり、かかる規定は、事業者と消費者との間の取引における力関係などに鑑み、消費者の権利をより厚く保護するための規定であるから強行規定であると考えられる。

¹ なお、「ウィーン売買条約」では、「ただし、売主が契約の締結時以前に当該物品がそのような使用のために購入されたことを知らず、かつ、知っているべきでもなかった場合は、この限りではない。」とされており（第 2 条 (a) ただし書き）、この場合は、「ウィーン売買条約」が適用される。

² ただし、消費者が消費者契約を締結すること又は債務の全部の履行を受けることについての勧誘をその常居所地法において受けていたときを除く。

³ 消費者（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合は除かれる）と事業者との間で締結される契約を意味する。

したがって、日本法を準拠法とする場合でも、消費者が自らの居住国の消費者保護制度に関する規定としてのクーリングオフを主張する以上、事業者はこれに応じざるを得ない。

なお、本事例は、商品の送付先として、消費者の常居所地を把握していたものと解されるから、消費者が自己の常居所の表示を偽るなどの消費者に帰責性のある場合等を除き、通則法 11 条 6 項の適用除外規定が当てはまる可能性は低いものと考えられる。

【論点3】（製造物責任）

外国の消費者が、日本の電子商取引事業者からインターネットを介して購入した商品を使用したところ身体に被害を生じた、として、当該商品を製造した別の日本の事業者には損害賠償を請求している。この場合、どこの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

①国際裁判管轄

国際裁判管轄に関する原則は、【論点1】記載のとおりである。ただし、本事例では、外国の消費者と責任追及をされる日本の事業者との間に契約関係がないから、仲裁又は国際裁判管轄に関する合意がある場合は原則として存在しない。

外国の消費者が日本の事業者に対して、日本の裁判所で訴えを提起した場合は、原則として、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるであろう¹。

②適用される法規

原則として、外国の消費者の常居所地の法によることとなる。適用される法規に関し、「法の適用に関する通則法」（以下「通則法」）では、不法行為に関する準拠法の規定と不法行為の特則としての生産物責任に関する準拠法の規定を設けている。

i) 不法行為責任

この点、通則法は、不法行為については17条において次のとおり原則的な規定を設けている。

不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による。ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法による。

ii) 生産物責任

また、通則法は、不法行為の特則として第18条に以下の規定を置いている。

前条の規定にかかわらず、生産物（生産され又は加工された物をいう。以下この条において同じ。）で引渡しされたものの瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害する不法行為によって生ずる生産業者（生産物を業として生産し、加工し、輸入し、輸出し、流通させ、又は販売した者をいう。以下この条において同じ。）又は生産物にその生産業者と認めることができる表示をした者（以下この条において「生産業者等」と総称する。）に対する債権の成立及び効力は、被害者が生産物の引渡し

¹ なお、「国際裁判管轄法制の整備に関する要綱」によれば、不法行為に関する訴えについて、不法行為があった地が日本国内にあるときは、原則として、日本の裁判所が管轄権を有するものとしている。

を受けた地の法による。ただし、その地における生産物の引渡しが通常予見することのできないものであったときは、生産業者等の主たる事業所の所在地の法（生産業者等が事業所を有しない場合にあっては、その常居所地法）による。

同条にいう「引渡しを受けた地」とは、法的に占有を取得した地を意味する。本事例のようにネットを介した通信販売の場合、「引渡しを受けた地」とは、通常送付先として指定された消費者の常居所地になると解される。したがって、同条による場合、準拠法は、原則として消費者の常居所地法である外国法が準拠法とされると考えられる。なお、「その地における生産物の引渡しが通常予見することのできないものであったとき」は、生産業者等の主たる事業所の所在地の法（生産業者等が事業所を有しない場合にあっては、その常居所地法）、つまり、日本法が適用される。

なお、第 18 条の規定は、不法行為に関する原則である 17 条に対する特則であるから、本条の適用対象となる生産物責任については、17 条の規定に優先して、第 18 条の規定が適用される¹。

なお、第 17 条または第 18 条により、適用すべき法律が定まったとしても、明らかに密接な関係がある地がある場合にはその地の法が適用され（通則法第 20 条）、また、不法行為の当事者は、不法行為の後において、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法を変更することができる旨規定されているから（通則法第 21 条）、当事者が合意すれば、別の国の法律を適用することが可能である²。

また、外国の法が適用される場合において、当該外国の法では、懲罰的損害賠償などの賠償が認められる場合に、日本の裁判所でも懲罰的損害賠償等が認められるであろうかについては、通則法第 22 条等の規定により、懲罰的損害賠償については認められない可能性が高いと思われる³。

¹ 小出邦夫編著「逐条解説・法の適用に関する通則法」（2009 年。商事法務）207 頁。

² ただし、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができない（通則法第 21 条ただし書）。

³ 通則法第 22 条は、日本法によれば不法とならない場合は、被害者は損害賠償請求等の請求をすることができず、また、不法となる場合でも、被害者は、日本法により認められる損害賠償その他の処分であれば請求することができない旨を規定する。この規定に関し、平成 18 年 6 月 14 日衆議院法務委員会会議録第 31 号において「損害賠償については、その方法のみならず、賠償額の計算方法や限度額についても『認められる』に当たるかどうか幅はあるものの、本条項の適用を排除するものではないと解することが趣旨に合致するものと考えて」いる旨の答弁がなされている。

また、外国裁判所の確定判決の効力につき、カリフォルニア州裁判所における懲罰的損害賠償を認めた判決の日本での執行を求めた事案において、最高裁判所は、当該懲罰的損害賠償は「我が国の公の秩序に反する」としてその執行を認めなかった（最判平成 9 年 7 月 11 日。民事訴訟法第 118 条第 3 号参照）。

2. 説明（想定事例への当てはめ）

想定事例（1）

自動車部品を外国消費者に販売した。購入者が、個人使用の車に当該部品を装着したところ、走行中に外れて事故を起こし、大怪我をした。当該部品を製造した日本の事業者は、外国の製造物責任法によって責任を問われるか？

①国際裁判管轄

前記「1. 考え方」で示したとおりである。

購入者である外国消費者が、日本の裁判所で日本の事業者を被告として訴訟を提起した場合は、原則として、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるであろう。

②適用される法規

日本の事業者は、原則として、当該外国消費者が常居所地とする外国の製造物責任法によって責任を問われる。

生産物責任については、前記のとおり、第18条の規定が優先して適用される。「生産物」とは生産されまたは加工された物を意味するから、自動車部品は同条にいう「生産物」に該当する。また、「瑕疵」とは、生産物が通常有すべき性質を欠いていることを意味する。自動車部品の場合、走行中に外れないことは、通常有すべき性質であろうから、走行中に外れたことが自動車部品そのものに基づく問題であるとすれば、これは瑕疵に当たると考えられる。

したがって、本事例において、自動車部品に瑕疵があると評価された場合、これにより怪我をしたのであるから、「引渡しがされたものの瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害」したと言える。この場合、第18条における「被害者が生産物の引渡しを受けた地」とは、指定された送付先と考えられるから、当該外国消費者の常居所地であろう。したがって、本事例では、特段の事情がない限り、消費者の常居所地である外国の法律が適用される。

想定事例（2）

外国消費者に販売した食品に包装過程で異物が混入してしまっていたため、それを食べた消費者の身体に不調を来た。当該食品を製造（生産）した日本の事業者は、外国の製造物責任法によって責任を問われるか？

①国際裁判管轄

想定事例（1）を参照されたい。

②適用される法規

通則法第 18 条にいう「生産物」とは、日本の製造物責任法上の「製造物」（製造されまたは加工された動産¹⁾）のみならず、未加工の農水産物や不動産（建物等）を含むとされている。加工食品は、通則法第 18 条の「生産物」に該当するところ、食品に異物が混入していることは、食品が通常有すべき性質を欠いていると言える。

本事例においては、生産物たる加工食品の瑕疵により、身体に不調を来しているのだから、「引渡しがされたものの瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害」していると言え、通則法 18 条が適用となる。この場合、「被害者が生産物の引渡しを受けた地」が当該外国消費者の常居所地であろうことは想定事例（1）と同様であるから、本事例では、特段の事情がない限り、消費者の常居所地である外国の法が適用される。

¹ 製造物責任法第 2 条第 1 項。

2-2 EU加盟国で訴訟が行われる場合

【論点1】(B2B取引)

日本の電子商取引事業者が、EUの事業者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合、契約成立の時期や要件、契約履行の考え方など、取引の基本的なルールについては、どこの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

①国際裁判管轄

i) 日本の事業者がEUの事業者をEUで訴える場合

EUにおいては、民商事紛争に関する国際裁判管轄について、「ブラッセルI規則」と呼ばれる統一法が存在している¹。

同規則は、EU内に所在する者が他の者との間で、EU内のいずれかの国の裁判所を専属的に管轄合意することを認めている²。その際、当該管轄合意は原則として書面(“writing”)によることが要求されているが³、電子的な方法による場合でもかかる書面性が満たされることは明文により認められている⁴。

仲裁合意についても、これを規制する統一法は消費者取引ではない限り存在せず(消費者取引に関する規制については後述)、仲裁地として定めた地での仲裁手続による解決が認められることになる。

また、以上のような紛争解決に関する合意がない場合でも、日本の事業者がEUの事業者をその所在地、すなわち、被告住所地国において訴えることは、「ブラッセルI規則」において認められており⁵、かかる訴訟提起についても問題はない。

以上につき、ウェブサイトの言語やサーバーの所在地は、ほとんど影響を与えない。

ii) EUの事業者が日本の事業者をEUで訴える場合

EUの事業者が日本の事業者をEU、すなわち、原告住所地国で訴える場合、管轄合意・仲裁合意があるときにそれが有効であることについては、前述した通りである。

他方、そのような紛争解決に関する合意がないときに、EUの事業者が日本の事業者を原告住所地国で訴えることについては、当該原告住所地国がEU内に所在すると

¹ Council Regulation (EC) No 44/2001 of 22 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters.

² 同第23条。

³ 同第23条第1項(a)。

⁴ 同第23条第2項。そこでは、“Any communication by electronic means which provides a durable record of the agreement shall be equivalent to “writing”.”と定められている。

⁵ 同第2条。

しても、同規則は EU 各国に対して統一ルールを提供していない。すなわち、この場合に当該国が国際裁判管轄を有するか否かについては、各国の立法権の裁量に原則として任されているのであり、EU 内の統一法ではなく、当該国の国際裁判管轄ルールがいかなるものであるかを調べなければならない¹。したがって、国際裁判管轄が認められるか否かについて画一的に述べることはできないが、一般に、大多数の国々の国際裁判管轄法制は、被告住所地国に国際裁判管轄が認められることを原則としつつ、例外として、それ以外に管轄が認められる特別裁判籍を列挙するという形をとっているため、当該国が定める特別裁判籍のいずれかが当該事案において認められるか否かを調べるのが肝要ということになる。

②適用される法規

EU においては、契約準拠法の決定について、「ローマ I 規則」と呼ばれる統一法が存在している²。

同規則は、当事者間で準拠法につき合意することを認めている³。したがって、契約書内に日本法を準拠法とする条項を挿入し、相手方がそれを受け入れているのであれば、EU 内のいずれかの国の裁判所で事案が係属しているとしても、日本法の適用は確保されることになる。なお、準拠法条項に関して、格別に書面性は要求されていないことから、かかる準拠法条項が電子的な方法により結ばれた場合であったとしても、何ら問題はない。

準拠法条項がない場合には、原則として、物品売買契約については売主の常居所地国法、サービス提供契約はサービス提供者の常居所地国法が準拠法となると定められている⁴。したがって、日本の電子商取引事業者が外国の事業者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う限りにおいては、売主・サービス提供者の常居所地国法である日本法が、EU 内のいずれかの国の裁判所で事案が係属しているとしても、原則として適用されることになる。

以上につき、ウェブサイトの言語やサーバーの所在地は、ほとんど影響を与えない。

¹ 同第 4 条。

² Regulation (EC) No 593/2008 of 17 June 2008 on the law applicable to contractual obligations.

³ 同第 3 条。

⁴ 同第 4 条 1 項 (a) (b)

2. 説明（想定事例への当てはめ）

想定事例（1）

インターネットでオーダー品（社名などの刺繍入り商品）を販売した。EU 企業からの注文に対し、ショップから「承諾の通知」を発信し、先方に到達したことが確認されたので製作を開始したところ、数日後に、先方企業から注文キャンセルの連絡が入った。契約の成立を主張することができるか？

EU 内のいずれかの国の裁判所で事案が係属するとしても、準拠法を日本法とする準拠法合意がある場合はもちろん、売主の常居所地国が日本である以上、日本法の下での分析と同様の結論となる。

想定事例（2）

ヴィンテージ・ワインを販売した。運送を依頼した運送事業者による配送中の事故で包装が破れ、販売できない状態で購入者（EU 企業）に届いた。解除とともに損害賠償を請求されているが、応じる必要があるか？

EU 内のいずれかの国の裁判所で事案が係属するとしても、準拠法を日本法とする準拠法合意がある場合はもちろん、売主の常居所地国が日本である以上、日本法の下での分析と同様の結論となる。

【論点2】(B2C取引)

日本の電子商取引事業者が、EU加盟国の消費者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合、どこの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

①国際裁判管轄

i) 日本の事業者がEUの消費者をEUで訴える場合

「ブラッセルI規則」においては、消費者保護の観点から、消費者取引に関しては事前の管轄合意は原則として無効である¹。また、仲裁合意についても、やはり事前のものは無効とされている²。

ただ、日本の事業者がEUの消費者をその所在地、すなわち、消費者住所地国において訴えることは、ブラッセルI規則において認められており³、かかる訴訟提起については問題ない。

以上につき、ウェブサイトの言語やサーバーの所在地は、ほとんど影響を与えない。

ii) EUの消費者が日本の事業者をEUで訴える場合

消費者取引に関しては事前の管轄合意・仲裁合意は原則として無効であることについては、前述の通りである。

その上で、EUの消費者が日本の事業者を消費者の住所地国で訴えた場合、当該事業者が当該地で購入を誘引する(“direct”)活動を行っていれば、消費者はその地で訴えることが可能と定められている⁴。

問題は、ここにおける誘引活動に当該インターネット上での商品販売やサービス提供が該当するか否かである。この点、一般的には、ウェブサイトが日本語だけで構成されている場合には、EUの消費者をターゲットにしていなくても通常は想定される以上、かかる「誘引」には該当しないと判断される可能性が高くなる。これに対し、英語、さらには、それ以外の(EU域内の)現地語のページもあるという場合には、かかる「誘引」に該当すると判断される可能性が高くなる。その意味において、サーバーの所在地については別段、ウェブサイトの言語に関しては、この局面で影響を与える可能性がある。

②適用される法規

i) 準拠法

ローマI規則の下では、消費者取引に関しては、準拠法合意があっても、当該事

¹ 「ブラッセルI規則」第17条。

² Directive 93/13/EEC of 5 April 1993 on unfair terms in consumer contract. See, Annex 1. (q)

³ 「ブラッセルI規則」第16条第2項。

⁴ 同15条第1項(c)、第16条第1項。

業者が消費者の常居所地国で購入を誘引する（"direct"）活動を行っていただければ、消費者の常居所地国法が準拠法となる¹。

問題は、ここにおける誘引活動に当該インターネット上での商品販売やサービス提供が該当するか否かである。この点、管轄における上記分析と同様に、一般的には、ウェブサイトが日本語だけで構成されている場合には、EUの消費者をターゲットにしていなると通常は想定される以上、かかる「誘引」には該当しないと判断される可能性が高くなる。これに対し、英語、さらには、それ以外の（EU域内の）現地語のページもあるという場合には、かかる「誘引」に該当すると判断される可能性が高くなる。その意味において、サーバーの所在地については別段、ウェブサイトの言語に関しては、この局面で影響を与える可能性がある。

なお、サービスが消費者の常居所地国以外の国でのみ提供されるサービス提供契約に関しては、以上の保護はないとも定められている²。このため、サービス提供の形態に関しては、サービスの提供をどのような地理的範囲で行うつもりであるかに関するウェブサイト内におけるディスクレイマーの存在が、準拠法決定において重要な影響を及ぼしてくる可能性がある。

ii) EUの消費者保護法制

上述のように、EUの消費者を相手方とした消費者取引においては、消費者の常居所地国法が適用される場合がほとんどということになる。そして、EUにおいては、各国の消費者保護法制につきかなりの部分において統一化が図られている。したがって、以下のようなEUの消費者保護関連規制について、まずは注意する必要がある。

まず、現在最も注目すべきは、2010年中の完成が予想されている Directive on Consumer Rights である³。この新しい統一法は、第一に、これまでにバラバラに存在していた四つの統一法、すなわち、Directive on Consumer Goods and Guarantees⁴、Directive on Unfair Contract Terms⁵、Directive on Distance Selling⁶、Directive on Doorstep Selling につき⁷、一つに統合するという機能を有するものである。その完成の暁には、EUにおける消費者保護法制については、まずはこの

¹ 同第6条第1項。もっとも、第6条第2項において、消費者には合意した準拠法の方を選択する権利も認められてはいる。しかし、その選択が、消費者の常居所地国法上の合意で免除できない法規定により消費者に付与されている保護を消費者から奪う結果となるようなものであってはならないとの条件が付されており、結局のところ、消費者の常居所地国の消費者保護法制を無視することはできないということになる。

² 同第6条第3項(a)。

³ 2008年10月8日に欧州委員会から提示されたドラフト及びその説明に関しては、

http://ec.europa.eu/consumers/rights/docs/COMM_PDF_COM_2008_0614_F_EN_PROPOSITION_DE_DIRECTIVE.pdf を参照。

⁴ Directive 1999/44/EC of 25 May 1999 on certain aspects of the sale of consumer goods and associated guarantees.

⁵ Directive 93/13/EEC of 5 April 1993 on unfair terms in consumer contract.

⁶ Directive 97/7/EC of 20 May 1997 on the protection of consumers in respect of distance contracts.

⁷ Directive 85/577/EEC of 20 December 1985 to protect the consumer in respect of contracts negotiated away from business premises.

Directive をみればよいということになり、その全貌が格段にわかりやすくなることになる。

また、かかる機能に加え第二に、この新しい Directive においては、消費者保護の最低基準の統一のみを各国に要請するというこれまでの政策が大きく変更され、（消費者保護の最大基準の統一をも含めた）消費者保護法制の EU 内での完全な統一が図られることになる（その結果、自国の消費者保護の水準を引き下げることになる幾つかの消費者保護先進国があることも興味深い）¹。これまでにおいては、EU 内の消費者を相手にネットショッピングビジネスを展開しようとした場合には、EU における最低基準以上の消費者保護を付与する国が少なくはなかったがゆえに、統一法が存在するにもかかわらず、結局、EU の各国の消費者保護法制を一つ一つ調査しなければならなかった。しかし、この新しい "Directive" によって EU 内での消費者保護法制の完全な統一が達成されるとすれば、そうしたコストは格段に減少するといえる。

なお、消費者保護を離れた電子商取引一般に関し、Directive on Electronic Commerce²や、Directive on Electronic Signature など³、EU 内での統一法は存在しているが、いずれも電子商取引の黎明期における基盤整備のための古い法制であり、現在においてはそれほど重要ではないといえる。

2. 説明（想定事例への当てはめ）

* 想定事例（1）

「返品不可」と明瞭に表示した上で、衣料品を販売した。購入した EU の消費者が、商品到着 5 日後に返品を申し出てきた。EU の法律では、通信販売にもクーリングオフ類似の権利が認められているという。応じる必要があるか？

EU 内のいずれかの国の裁判所で事案が係属する場合、EU の消費者に販売するために英語や現地語でウェブサイトを構築している限り、消費者の常居所地国で購入を誘引する活動を行っていると評価される可能性が高く、その結果、準拠法条項の有無・内容にかかわらず、消費者の常居所地国法が準拠法となる。そして、EU においては各国の消費者保護法制につきかなりの部分において統一化が図られており、各国において通信販売にもクーリングオフが認められ、少なくとも 5 日後のクーリングオフの申し出は有効とされている。したがって、応じる必要があるということになる。

¹ 現時点で EU 各国は基本コンセプトにはおおむね合意しており、また、欧州の消費者団体からも目立った反対はない。あとは、各論の詰めであり、2010 年の完成が目指されている。

² Directive 2000/31/EC of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market.

³ Directive 1999/93/EC of 13 December 1999 on a Community framework for electronic signatures.

【論点3】（製造物責任）

EUの消費者が、日本の電子商取引事業者からインターネットを介して購入した商品を使用したところ身体に被害を生じた、として、当該商品を製造した別の日本の事業者には損害賠償を請求している。この場合、どこの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

①国際裁判管轄

i) EUの消費者が日本の製造者をEUで訴える場合

ブラッセルI規則においては、製造物責任をも含む不法行為に関しては、EUにおける当事者間においては有害な結果の発生した地に国際裁判管轄が認められる¹。また、EU以外の国の者との関係についても、大多数の国々は同様の定めを有している。したがって、EUの消費者が直接の契約関係にない日本の製造者に対して製造物責任訴訟を提起した場合、当該事故がEUのいずれかの国において発生している限りにおいては、当該国に国際裁判管轄が認められることになる。

②適用される法規

i) 準拠法

EUにおいては、契約外債務の準拠法の決定について、「ローマII規則」と呼ばれる統一法が存在している²。

「ローマII規則」第5条第1項においては、製造物責任の準拠法について段階的な決定手法が採用されている。すなわち、原則として、製造者が当該製品の市場として想定している国であることを前提に、その中に(a)被害者の常居所地国、(b)当該物を入手した国、(c)被害が発生した国があれば、この優先順でいずれかの国の法が適用されることになる。もしも、これらの国のいずれにおいても製造者が当該製品の市場となることを合理的に予測できなかったような場合には、製造者の常居所地国法が適用されることになる。

したがって、原則としては、当該インターネット通販サイトを通じて製品を購入した消費者の常居所地国に製品が販売される可能性があることを製造者が合理的に予測できる限りにおいては、かかる消費者常居所地国の製造物責任に関する法が適用されることになる。仮に、当該国に販売される可能性がおよそ想定できないような場合であっても、当該消費者が製品を購入・入手した国については販売の可能性

¹ 「ブラッセルI規則」第5条第3項。

² [Regulation \(EC\) No 864/2007 of 11 July 2007 on the law applicable to non-contractual obligations.](#)

が合理的に予測できるようであればその国の法が適用され、さらに、その国での販売可能性もおよそ想定できないような場合であっても、被害が発生した国については販売の可能性が合理的に予測できるようであればその国の法が適用されることになる。そして、以上のいかなる国についても、当該地での販売可能性がおよそ想定できないような場合に限って、日本の製造物責任に関する法が適用されることになる。

ii) EU の製造物責任法制

上述のように、EU の消費者から日本の製造業者に対する製造物責任訴訟においては、EU の法が適用される場合がほとんどということになる。そして、EU においては、一定の範囲において各国の製造物責任法制につき統一化が図られている。したがって、以下のような EU の製造物責任関連法制について、まずは注意する必要がある。

その最大のものは、Product Liability Directive である¹。製造物責任一般に関して EU の各国に法制の整備・統一を求めるものであり、この存在により、EU 各国においては（通常の不法行為責任に比して）消費者の製造物責任の追及は容易になっているといえる。日本の製造物責任法に比した場合に特徴的なのは、食品や農産物もその対象になっていることであり、この点は特に注意を要する。

他方、General Product Safety Directive についても注意を払う必要がある²。EU 内に流通する製品につき、高い安全性基準を充足することを要求するものである。

2. 説明（想定事例への当てはめ）

想定事例（1）

自動車部品を EU の消費者に販売した。購入者が、個人使用の車に当該部品を装着したところ、走行中に外れて事故を起こし、大怪我をした。当該部品を製造した日本の事業者は、EU の製造物責任法によって責任を問われるか？

当該インターネット通販サイトを通じて製品を購入した消費者の常居所地国に製品が販売される可能性があることを製造者が合理的に予測できる限りにおいては、かかる消費者常居所地国の製造物責任に関する法が適用されることになる。仮に、当該国に販売される可能性がおよそ想定できないような場合であっても、当該消費者が製品を購入・入手した国については販売の可能性が合理的に予測できるようであればその国の法が適用され、さらに、その国での販売可能性もおよそ想定できないような場合であっても、被害が発生した国については販売の可能性が合理的に予測できるようであればその国の法が適用されることになる。そして、以上のいかなる国についても、当該地での販売可能性がおよそ想定できないような場合に限って、日

¹ Directive 85/374/EEC of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products.

² Directive 2001/95/EC of 3 December 2001 on general product safety.

本の製造物責任に関する法が適用されることになる。逆に言えば、かかる想定事例において、日本の製造物責任に関する法が適用される場合はほとんど無く、EUの法が適用される場合がほとんどということになる。したがって、上記の基準に従って選択されたEU内の該当国の製造物責任法を調べる必要が生じることになるが、その際には、前述の Products Liability Directive の内容が参考になるといえる。

想定事例（2）

EUの消費者に販売した食品に包装過程で異物が混入してしまっていたため、それを食べた消費者の身体に不調を来たした。当該食品を製造（生産）した日本の事業者は、EUの製造物責任法によって責任を問われるか？

概ね(1)と同様であるが、EUにおいては上述のように食品や農産物にも製造物責任法の適用があることには注意を要する。

【論点 4】（公法的規制）

日本の電子商取引事業者がEUに対してインターネットを介して取引を行う場合、どのような法規制に注意する必要があるか。

上述したものに加え、注意すべき EU における統一法としては、まず、Directive on Credit Agreements for Consumers がある¹。消費者との間における金融取引に限定した規制であり、契約締結前の十分な説明義務、クーリングオフなど、この形態の取引についてさらなる消費者保護を図るものになっている。EU の消費者をも対象にネットでの金融サービス事業を展開する業者については、追加的な注意が必要である。

また、Unfair Commercial Practices Directive についても注意を払う必要がある²。消費者の誤解を誘うような形のビジネス手法に対する規制であり、ネット上におけるそのような広告についても当然に規制対象となる。

¹ Directive 87/102/EEC of 23 April 2008 on credit agreements for consumers and repealing.

² Directive 2005/29/EC of 11 May 2005 concerning unfair business-to-consumer commercial practices in the internal market.

2-3 台湾で訴訟が行われる場合

【論点1】(B2B取引)

日本の電子商取引事業者が、台湾の事業者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合、契約成立の時期や要件、契約履行の考え方など、取引の基本的なルールについては、どこの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

①国際裁判管轄

i) 国際裁判管轄についての一般論

台湾においては、国際裁判管轄について規定した単独の法令は存在しないが、学説・裁判実務上は、「現行民事訴訟法の規定によれば台湾の裁判所が特別管轄権を行使することができる涉外民事案件については、均しく台湾の裁判所の一般管轄権の存在を認めるべき」という見解（いわゆる「逆推知説」）が採用されている¹。

なお、台湾において、日本の判例・裁判例に見られるような（被告の著しい不利益や証拠の偏在といった）「特段の事情」がある場合に管轄を否定するような運用がなされているか否かにつき、学説上及び実務上は「不便利法廷原則」としてこれを認める見解も少なからず見受けられるものの、裁判所はかかる法理の採用には比較的慎重であり、（初歩的な調査の範囲内では）下級審において当該法理に言及する事例が見られるに留まっている²。

a) 管轄有無の判断

被告の住所地（被告が法人の場合は主たる事務所・営業所の所在地）の裁判所が管轄を有するのが原則”Actor sequitur forum rei”だが、契約についての訴訟の場合：当事者が債務履行地を定めたときは、当該債務履行地を管轄する裁判所にも裁判管轄が認められる（民事訴訟法第12条参照）。

b) 合意管轄・応訴管轄

国際裁判管轄についての管轄合意・応訴管轄の効力については学説上も未だに争いがあるが、専属管轄に属する事件でない限り、原則として有効になしうるものと一般に解釈されている（民事訴訟法第24条ないし第26条の類推適用）。上記の管轄合意は書面で行う必要があるが、電子的な方法によることも解釈上

¹ 劉鐵錚、陳榮傳《國際私法論修訂四版》600頁、李沅樺《國際民事訴訟法論》145頁、最高法院97年度台抗字第185号裁定

² 台湾高等法院87年度抗字第2409号民事決定参照（結論としては不便利法廷原則の適用を否定）。なお、国際裁判管轄の判定以外の事案に「不便利法廷原則」を拡大して適用した裁判例として、台湾高等法院89年度抗字第1293号裁定参照。

認められている。

c) 仲裁合意

当事者間が予め行った仲裁合意についても、(i)当事者が予め指定した準拠法により、又は(ii)当事者の意思が不明確な場合には仲裁地の法律により¹、それぞれ有効と判断された場合には、当該仲裁合意に基づき紛争処理がなされることとなる。

ii) 電子商取引における国際裁判管轄

現行の民事訴訟法の関連規定を類推適用することが提唱されている²。

例として、以下の裁判所について管轄権の有無が検討されている。

- a) 被告の主たる営業所又は主たる事務所所在地の裁判所
- b) 被告の差し押さえるべき財産又は請求目的物の所在地の裁判所
- c) 債務履行地の裁判所（オンライン取引の場合、メールサーバ又はウェブサーバの所在地をもって債務履行地と考える見解が主張されている。）

②適用される法規³

台湾の裁判所に裁判管轄が認められた場合、いずれの国の法律を適用するかという点については、涉外民事法律適用法（※日本における「法の適用に関する通則法」に相当）に従って判断される⁴。

同法によれば、

- i) 当事者間に準拠法合意がある場合、原則として当事者間で合意した法律により、
 - ii) 当事者間において合意がなく各当事者の国籍が異なる場合には行為地法により、為地が異なるときは申込み通知を發した地を行為地とし、相手方が承諾時においてその申込み通知を發した地を知らないときは、申込者の住所地を行為地とみなす。
- とされている（同法第6条第1項及び第2項）。

電子商取引においては、行為地（契約締結地）については一義的には明らかとはいえないが、買主・売主の申込と承諾の双方が存在し初めて契約が成立する以上、各当事者のサーバ所在地又はパソコンを使用し申込・承諾をなした地が異なる国である場合には、「行為地が異なるとき」に該当すると解することも可能であると思われる⁵。

そのように解した場合には、上記③の通り、申込み通知を發した地が行為地に該当するものと考えられる。本件においては、申込みをなした外国の事業者のサーバ所在地

¹ 林益山《國際私法與實例解説》539頁以下参照

² 林瑞珠《電子商務與電子交易法專論》220頁

³ なお、台湾は現在のところ地域としてウィーン動産物品売買条約に加盟していないため、動産売買について同条約の適用はない。

⁴ 涉外民事法律適用法については、先般50数年来の抜本的な改正がなされ、2010年5月26日付で新たな法律（題名は従前どおり「涉外民事法律適用法」のままである。以下「2010年改正版涉外民事法律適用法」という。）が公布された。改正法の施行は公布日から1年後とされている。以下、特に断りのない限り、「涉外民事法律適用法」という記載は、現行法（すなわち、旧法）を指すものとする。

⁵ 台湾高等法院84年度重上更(一)字第22号判決、台湾新竹地方法院92年度竹東簡字第81号判決参照。

又はパソコンを使用し申込みをなした地の法によるべきこととなるものと思われる。但し、相手方である日本の電子商取引事業者が外国の事業者のサーバー所在地又はパソコンを使用し申込みをなした地を知らないことはあり得るものと考えられるから、その場合には外国の事業者の住所地の法によることになるかと解される。

中華民国（台湾）法が適用されると判断された場合を前提として、電子商取引契約に適用される法令の概要は以下のとおりである。

	具体的場合	適用法令
1	書面性（書面との代替性）	電子署名法第4条
2	電子署名の有効性	電子署名法第9条 民法第3条
3	電子文書の証拠能力（準文書）	民事訴訟法第363条
4	当事者の身分確認	電子署名法第9条、第11条
5	当事者の行為能力の欠缺	民法第75条以下 郵政法第12条 電信法第9条
6	申込と申込の誘引との区別	民法第154条第2項
7	申込の方法	明文規定なし
8	申込の効力発生時点	電子署名法第7条
9	承諾の遅延	民法第159条
10	意思表示の瑕疵（錯誤、詐欺及び脅迫）	民法第88条（錯誤） 民法第89条（伝達錯誤） 民法第92条（意思表示の不自由）
11	契約の履行・解除・損害賠償・危険負担等	民法第2編（債）
12	物的瑕疵担保責任	民法第359条ないし第368条

※なお、ソフトウェアのダウンロード契約は、民法上の売買契約には属さないものとされている（民法第345条参照）。

2. 説明（想定事例への当てはめ）

想定事例（1）

インターネットでオーダー品（社名などの刺繍入り商品）を販売した。台湾企業からの注文に対し、ショップから「承諾の通知」を発信し、先方に到達したことが確認されたので製作を開始したところ、数日後に、先方企業から注文キャンセルの連絡が入った。契約の成立を主張することができるか？

以下は、台湾の裁判所に管轄が認められ、中華民国法が準拠法とされた場合を前提に論じる。他の想定事例についても同様である。

本邦の事業者が開設したウェブサイトにおいてオーダー品（社名などの刺繍入り商品）を陳列している行為が、そもそも「申込（“要約”）」と「申込の誘引（“要約誘引”）」のいずれに該当するのかという問題も存在するが、相手方の承諾があれば直ちに確定的に契約を成立させる意図（即ち拘束力を生じさせる意図）でなされた意思表示が「申込」であり、価格表の送付

等相手方選択や交渉の余地のある場合には相手方に申込を求める「申込の誘引」であると解される（民法第154条第2項）ところ、本件のようなオーダー品販売の取引の場合には、一般的には外国企業からの注文に対し必ずしも承諾を与えなければならないものではなく、相手方選択が可能であるのが通常であり相手方の申込を求めるものであると考えられることから、本件におけるウェブサイトにおけるオーダー品陳列行為は通常「申込の誘引」に該当するものと考えられる。したがって、外国企業からの注文は、通常「申込」に該当するものと考えられる。

本件の取引は、インターネットを利用した取引であることから、いわゆる電子商取引（≠伝統的な紙媒体での取引）であり、また、（IPテレビ電話等を用いるものでない限り）非対話者取引となる。

台湾の民法上は、非対話者間の取引における意思表示については原則として到達主義（民法第95条¹）が取られているところ、本件においては、本邦事業者において、外国企業宛に発信した「承諾の通知」の到達が確認されていることから、オーダー品の製作・販売についての契約は、「承諾の通知」が到達した時点において有効に成立していると考えられる。

そこで、外国企業からなされた「注文キャンセル」の連絡は、申込の意思表示の撤回としては認められず、また、当該申込の意思表示に瑕疵（錯誤・詐欺）があるというような例外的な場合でない限り、既に成立した契約の効力を否定する効果は持たない。

以上より、本邦の事業者は、当該外国企業に対して、契約の成立を主張することができると考えられる。

想定事例（2）

ヴィンテージ・ワインを販売した。運送を依頼した運送事業者による配送中の事故で、販売できない状態で購入者（台湾企業）に届いた。解除とともに損害賠償を請求されているが、応じる必要があるか？

日本企業は、ヴィンテージ・ワインを販売したこと（≡売買契約の成立）により、売主（“出賣人”）としてこれを引渡す義務を負っている（民法第348条）。そして、当該販売は、（例えば、「〇〇年の××シャトーにおいて生産されたボルドーワイン」という特定の程度に留まる場合はともかく）通常は対象物の個々の性質に着目してなされたものであり、いわゆる特定物の売買であるといえる。

この点、特定物の売買においては、義務履行地（“清償地”）は（法令・約定による別段の定めや、別異に解すべき特段の習慣・事情等がない限り）原則として契約時の対象物の所在地となる（民法第314条参照）が、本件のような事例では、売主が現地企業に対して、（自ら又は運送人を手配して）目的物を配送することをもって債務の履行が完成すると考えるのが自然で

¹ 非対話で意思表示をなした場合、その意思表示は、通知が相手方に到達したときをもって、効力を生じる。但し、撤回の通知が、同時又は先に到達した場合には、この限りではない。表意者が通知を発した後に死亡し、行為能力を喪失し、又は行為能力に制限を受けた場合、その意思表示は、これによってその効力を失うことはない。

あろう。

本件においては、ヴィンテージ・ワインが現地企業の住所地に配送された時点で既に販売できない状況となっている（すなわち、債務の履行が不能な状態となっている）ところ、仮に配送中の事故が運送人の故意又は過失による場合には、いわゆる履行補助者に過失があると言え、売主は自らに故意又は過失（帰責事由）があった場合と同様の責任を負うことになる（民法 224 条¹）。そして、この場合、売主は買主に対して債務不履行の責任を負い、買主からなされた契約の解除（民法第 256 条）、及び損害賠償請求に応じる必要がある（民法第 226 条第 1 項）。

他方で、配送中の事故が当事者双方（配送業者も含む）の責めに帰すべき事由なくして生じたものである場合には、いわゆる「危険負担」の問題となるが、台湾法上は、売買目的物の滅失・毀損による危険の負担は、契約において別段の定めがない限り、目的物の交付時においてはじめて売主から買主に移転することとなる（民法第 373 条）。そこで、本件のように、（当事者双方の帰責事由なくして）買主への交付前の事故によりヴィンテージ・ワインが毀損した場合、売主は買主に対する給付義務を免れ（民法第 225 条）、他方で、買主は売主に対する売買代金の支払いを免れることになる（民法第 266 条）が、これに加えて売主に対して損害賠償を請求することはできない。

もっとも、上記の結論は、本件事案の一般的な解釈を示したものに過ぎず、当事者間の他の約定内容、販売対象物の性質その他の個別具体的事情によって異なりうる²ものであることから、売買契約において、引渡し方法、危険の移転時期等について明記しておくことが望ましい。

¹ 民法第 224 条本文は、「債務者の代理人又は使用人が債務の履行において故意又は過失があるときは、債務者は自己の故意又は過失と同一の責任を負う」旨を規定している。この「代理人又は使用人」は、必ずしも法律上の雇用関係や従属的な地位を必要とするものではなく、およそ債務者による債務の履行を補助する者を含む趣旨であると解されている（孫森焱《民法債編總論下冊》489 頁参照）。

² 例えば、本件の販売対象物が「種類物債権（"種類之債"）」であると判断された場合には、本件は履行不能ではなく「不完全給付」の問題となり、原則として売主は引き続き履行をなす義務を負い続けることとなる。

【論点 2】(B 2 C 取引)

日本の電子商取引事業者が、台湾の消費者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合、どの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

①国際裁判管轄

【論点 1】において述べたとおり、国際裁判管轄についての管轄合意は（専属管轄事件に該当しない限り）原則として有効になしうる（民事訴訟法第 24 条ないし第 26 条の類推適用）。

当事者間において管轄合意が存在しない場合、現行の民事訴訟法の関連規定を類推適用することによって、台湾の裁判所が管轄を有するか否かが決定される。なお、消費者関係の事件については、「消費者保護法」において、消費関係が発生した地の裁判所にも管轄権がある旨が明記されている¹。

②適用される法規

台湾の裁判所に裁判管轄が認められた場合を前提とする。【論点 3】についても同様である。

「涉外民事法律適用法」

【論点 1】において述べたとおり、当事者間に準拠法合意がある場合、原則として当事者間で合意した法律に準拠し、当事者間において合意がなく各当事者の国籍が異なる場合には、いずれの国・地域の法律によるべきかについては、契約の行為地・履行地をいかに解釈するかによる。

中華民国（台湾）法が適用されることとなった場合²、本件では主として以下の法律が適用対象として考えられる。

¹ 消費者保護法第 47 条参照。同条項は強行規定であると解されており（行政院消費者保護委員會消費者保護研究第 01 輯，駱永家「消費訴訟」30 頁参照）、消費者訴訟について、事業者が消費者との間で事前にこれと異なる専属管轄合意を行った場合には、当該合意の効力は無効とされる可能性がある。なお、事業者が消費者との間において仲裁合意を行った場合にも当該合意が無効とされるかという点については、現時点において容易に入手しうる資料中からは断定できなかったが、当該仲裁合意が後述する「定型化契約条項」に該当し、かつ、「信義誠実・平等互惠の原則に反する契約条項」であると認められる場合には、消費者保護法上無効となることもあり得るものと思われる。

² 契約当事者が中華民国法の適用を免れることを意図して故意に連結点を変更した場合に、なおも台湾の強行法規等の適用があるか否かについては、学説上争いがある。この点、2010 年改正版涉外民事法律適用法第 7 条では、「涉外民事の当事者が中華民国の法律の強制規定又は禁止規定を規避した場合、なおも当該強制規定又は禁止規定を適用する。」という規定が設けられており、上記問題につき立法的解決を図ることが企図されているが、その適用範囲（契約当事者が単に中華民国法以外の法律を準拠法として合意又は指定した場合にも適用されるのか等）及び適用の効果については、現時点において容易に入手しうる資料中からは断定できなかった。

	法令名	適用される条項例
実体的 関係	電子署名法	・【論点1】参照
	民法	・【論点1】参照 ・定型化契約の効力に関する規定（第247条の1）
消費者 保護関 係	消費者保護法	・定型化契約 ¹ に関する規制 ² ・消費者に対する情報提供に関する規制 ・クーリングオフ（第19条 ^{3・4} ） ※小額商品やデジタル商品（ライセンスを購入してダウンロードする商品）については、クーリングオフ条項の適用はないと解されている ⁵ 。

¹ 企業経営者（事業者）が不特定多数の消費者と同種の契約を締結することを目的として、予め定めた条項（“定型化契約條款”）をもって、契約内容の全部又は一部として締結する契約をいう（消費者保護法第2条第7号及び第9号）。わが国における約款に相当するものと思われるが、インターネットを通じた取引は定型化契約に該当すると解されている（黄明陽、《消費者保護法入門》123頁参照）。

² この他、行政院消費者保護委員会の定める「電子商務消費者保護綱領」、「インターネット取引の定型化契約において記載すべき事項及び記載してはならない事項についての指導原則（網路交易定型化契約應記載及不得記載事項指導原則）」及び「食品の通信売買の定型化契約において記載すべき事項及び記載してはならない事項についての指導原則（郵購買賣食品定型化契約應記載及不得記載事項指導原則）」等の適用の有無も確認する必要がある。

³ インターネットを利用した購買取引（“網路購物”）も通信販売（“郵購買賣”）に該当するものとして取り扱われている（消費者保護法第2条第10号参照）。

⁴ クーリングオフに関する規定は以下のとおりである。

◆消費者保護法第19条

通信販売又は訪問販売の消費者は、收受した商品の買い受けを望まない場合には、商品收受後7日以内に、商品を返品し又は企業経営者に書面で通知して売買契約を解除することができ、その場合、理由を説明し、費用又は代金を負担する必要はない。

通信販売又は訪問販売においては、前項の規定に違反する約定は無効とする。

契約が解除された場合、企業経営者と消費者との間における原状回復についての約定は、消費者にとって民法第259条の規定よりも不利であるときは、無効とする。

◆消費者保護法施行細則第18条

消費者は商品を收受し又は役務の提供を受ける前において、本法第19条第1項の規定により、企業経営者に書面で通知して売買契約を解除することができる。

⁵ 楊智傑、《增訂二版資訊法》295頁参照

2. 説明（想定事例への当てはめ）

想定事例（1）

「返品不可」と明瞭に表示した上で、衣料品を販売した。購入した台湾の消費者が、商品到着5日後に返品を申し出てきた。消費者の居住国の法律では、通信販売にもクーリングオフ類似の権利が認められているという。応じる必要があるか？

相手方は外国の消費者であることから、通常は「消費」を目的とした購入であるものと認められ、また、インターネットによる取引も消費者保護法における「通信販売（“郵購買賣”）」（消費者保護法第2条第10号）に該当することから、本件では、（民法に加えて）消費者保護法が適用される。

台湾の消費者保護法上は、通信販売又は訪問販売により商品を購入した消費者は、商品を受領後7日以内であれば何らの理由及び負担なくして契約を解除することができる旨（いわゆるクーリングオフ）が認められている（消費者保護法第19条）¹。

また、当該クーリングオフ規定に反する約定は、無効であるとされている（同法第19条第2項）。

本件では、「返品不可」と明瞭に表示されており、これは衣料品販売契約の一部を構成すると考えられるところ、このような契約条項は、台湾法上は「定型化契約条項（“定型化契約條款”）²」に該当し、信義誠実・平等互惠の原則に反する契約条項であると認められる場合には、消費者保護法上無効となるものと解されている（消費者保護法第12条、同法第19条参照）。

本件における「返品不可」との表示は、上記の通り消費者保護法において消費者に認められているクーリングオフの権利を奪うものであり、消費者の権利を制限する条項として無効とされる可能性が高いものと考えられる^{3・4}。

そして、本件の消費者は法定期間内の商品到着後5日で返品を申し出ており、本法事業者は原則としてこれに応じなければならないものと思われる⁵。

なお、外国の消費者からの返品の申し出が、不完全履行ないし瑕疵担保責任に基づくものであった場合：

¹ クーリングオフの行使が認められた事例（行使対象の可分・不可分性の議論含む）として、台湾台中地方法院 95年度小上字第53号民事判決参照。

² 消費者保護法第2条第7項

定型化契約条項とは、企業経営者が不特定多数の消費者と同類の契約を締結する用に供するために提出する、予め規定された契約条項をいう。定型化契約条項は書面によるものに限られず、放映字幕、貼紙、告示文、インターネット又はその他の方法により表示した場合も、これに属する。

³ 行政院消費者保護委員会 行政函積 中華民國96年7月5日、消保法字第0960005992号参照（定型化契約として「一度開封した場合には、返品・交換はできない」、「一旦購入した後は交換できない」との条項は、信義誠実及び平等互惠の原則に反し消費者保護法12条に基づき無効であると回答するもの。）（行政院消費者保護委員會《消費者保護法判決函釋彙編（九）587頁》）

⁴ なお、小額商品についてはクーリングオフを免除する特約を無効とする消費者保護法第19条の適用を除外すべきとの学説も存在する（楊智傑、《增訂二版資訊法》295頁）。

⁵ なお、クーリングオフは、①直接商品を返品するか、又は②書面により通知する方法による必要がある。また、期限との関係においては、返品・通知の「発送」がクーリングオフ期間内になされれば足り、商品又は書面が法定の期間内に販売企業に到達する必要はないものとされる（実施細則第19条第1項）。

①外国の消費者の返品申し出が、債務不履行に基づく解除権の行使であった場合

- ・「返品不可」の表示が、事業者の債務不履行の損害賠償責任の全部の免除または、故意又は重大な過失による事業者の債務不履行の一部の免除をする条項である場合には、消費者保護法第 12 条により無効とされる。
- ・衣料品が損傷していたことについて債務不履行の要件を満たす場合、外国の消費者は、日本企業に代替品を再度配送するように催告した上で一定期間の経過後に契約を解除し（民法第 254 条）、代金の返金を求めることができる。
- ・この場合は、日本企業は返品申し出に応じる必要がある。

②外国の消費者の返品申し出が、瑕疵担保責任に基づく解除権の行使であった場合

- ・「返品不可」の表示が、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項である場合には、消費者保護法第 12 条により無効とされる。
- ・不特定物についても、消費者に対する交付後には瑕疵担保の規定が適用されうる点は前述のとおりであり、解除が公平を失う場合を除いて買主は契約を解除し（民法第 359 条）、代金の返金を求めることができる。
- ・この場合は、日本企業は返品申し出に応じる必要がある。

【論点3】（製造物責任）

台湾の消費者が、日本の電子商取引事業者からインターネットを介して購入した商品を使用したところ身体に被害を生じた、として、当該商品を製造した別の日本の事業者に損害賠償を請求している。この場合、どこの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

①国際裁判管轄

製造物責任（“商品製造人責任”¹⁾）に関する国際裁判管轄の決定について、台湾の通説的見解によれば、この種の涉外案件の管轄権については、民事訴訟法の規定を完全に類推適用することはできず、個別案件により国際民事訴訟法上の管轄の一般原則を斟酌することによってその管轄権を定めるべきとされている。商品製造人責任の国際管轄権を決定する要素としては、侵害行為地（商品製造地及び損害結果発生地等）、原告の住所地、居所地、国籍、法人の主たる事務所所在地、営業の中心地、主要な財産の分布地、契約締結地、契約履行地、契約目的物の所在地、仲裁地、商品の購買地及び使用地等が挙げられる²⁾。

②適用される法規

涉外民事法律適用法

【論点3】の事案において当該商品を製造した別の日本の事業者と外国の消費者との間に契約関係は存在しないことから、当該事案はいわゆる不法行為（台湾法上は「侵害行為」）の問題に属すると考えられ、「涉外民事法律適用法」第9条³⁾の規定により、「権利侵害行為地」法が準拠法がとされることとなる。本件においては、外国の消費者が身体に被害を生じた地点の法、すなわち台湾法が準拠法になるものと解される⁴⁾。

なお、2010年改正版涉外民事法律適用法第26条によれば、商品製造人責任に関する準拠法決定について明文の規定が置かれている⁵⁾。

¹⁾ わが国における製造物責任と、台湾法上の商品製造人責任とは、必ずしも一対一で対応している訳ではないが、本稿では便宜上両者を同一視して論じている。

²⁾ 林益山《國際私法與實例解説》547頁参照

³⁾ 「涉外民事法律適用法」

第9条 権利侵害行為により発生した債権に関しては、権利侵害行為地の法によることとする。但し、中華民國の法律が権利外行為と認めない場合には、これを適用しない。権利侵害行為の損害賠償及びその他処分の請求は、中華民國法の認める限りとする。

⁴⁾ 林益山、前掲549頁

⁵⁾ 2010年改正版涉外民事法律適用法第26条

商品の通常使用又は消費により損害が生じた場合、被害者と商品製造者との間の法律関係は、商品製造者の本国法による。但し、商品製造者が事前に同意し、又は当該商品が以下のいずれか一つの法律施行の地域内において販売されることを予見でき、並びに被害者が当該法律を適用すべき法律として選定したときは、当該法律による：

中華民国（台湾）法が適用されることとなった場合、本件では主として以下の法律が適用対象として考えられる。

法令名	商品製造人責任に関する主たる条項
民法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物的瑕疵担保責任（第 354 条） ・ 不完全給付 ・ 一般侵害行為（第 184 条） ・ 雇用人責任（第 188 条） ・ 商品製造人責任（第 191 条の 1）
消費者保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無過失賠償責任（第 7 条） ・ 回収処理責任（第 10 条） ・ 損害賠償責任（懲罰性賠償：第 51 条） ※ 台湾においては、製造物責任（”商品製造人責任”）に関する単独立法はなされておらず、消費者保護法中に数条の規定が設けられている。

商品製造者は商品が生命、身体等に対する危険を有する場合には、危険の警告及びその緊急処理方法を明確に表示しなければならないとされる（消費者保護法第 7 条 2 項）。他方で、警告及び危険の緊急処理方法の記載を含めた使用方法に関する指示・免責条項が存在する場合であっても、使用者がかかる使用方法に違反した使用を行い損害が発生したときにはその責任が直ちに免責されるものではなく、かかる指示・免責条項は製造者の責任を判断する際の一事情として考慮されるにすぎないものと思われる。

2. 説明（想定事例への当てはめ）

想定事例（1）

自動車部品を台湾消費者に販売した。購入者が、個人使用の車に当該部品を装着したところ、走行中に外れて事故を起こし、大怪我をした。当該部品を製造した日本の事業者は、台湾の製造物責任法によって責任を問われるか？

①【物】についての製造物責任

相手方は消費者であることから、「消費」を目的とした購入であるものと認められ、消費者保護法が適用される。台湾の消費者保護法には製造物責任（”商品製造人責任”）に関する規定があり、同法が対象とする「商品」には「部品」を含むと規定されているところ（消費者保護法第 7 条、消費者保護法実施細則第 4 条¹⁾）、本件部品が通常合理的に期待される安全性を欠いており、かかる欠陥（台湾法上は「危険」の用語が使用される）と損害の間に因果関係が有れば、本邦事業者は、「消費者」に対して「業として商品を製

一 損害発生地法
 二 被害者が当該商品を買受けた地の法
 三 被害者の本国法

¹⁾ 消費者保護法実施細則第 4 条

本法第 7 条のいう商品とは、取引目的物たる動産又は不動産をいい、最終製品、半製品、原料及び部品を含む。

造する者」として製造物責任を負い、損害賠償請求に応じる必要がある¹。

②消費・消費行為についての裁判例

裁判例の多く²は「消費」とは「再度生産の用に供することのない最終消費」を指すとする（※行政院消費者保護委員会の解釈を併せて参照）。本件では、購入者は個人使用の車に装着し使用していることから、最終消費といえる。

③損害の範囲

実際損害の賠償に加えて、故意・過失がある場合には、実際損害の賠償とは別に故意の場合は3倍以下、過失の場合は実際損害と同額以下の懲罰的損害賠償が認められる可能性がある（消費者保護法第51条³）⁴。

想定事例（2）

台湾消費者に販売した食品に包装過程で異物が混入してしまっていたため、それを食べた消費者の身体に不調を来した。当該食品を製造（生産）した日本の事業者は、台湾の製造物責任法によって責任を問われるか？

①【食物】についての製造物責任

異物の混入により損害が生じている場合には、本件食品が通常合理的に期待される安全性を欠いており、かかる欠陥と損害の間に因果関係があれば、当該食品を製造（生産）した本邦事業者は、「消費者」に対して「業として商品を製造（生産）する者」として製造物責任（“商品製造人責任”）を負い、損害賠償請求に応じる必要がある。

②（参考）損害の範囲：慰謝料請求の可否

損失補償として、財産上の損害及び非財産的損害（慰謝料）が賠償の対象となる⁵。製造者たる本邦事業者が故意・過失があれば、懲罰的損害賠償があり得る点についても上記想定事例(1)と同様である。

¹ なお、立法過程上の経緯もあり、台湾民法にもPL規定が存在するが（過失責任）、特別法優先主義の下では基本的には消費者保護法のPL規定が優先して適用されるものと思われる（消費者保護法第1条第2項参照）。

² 大同牌車床案（台湾高等法院92年上易字第980号判決）、牽成牌農藥案（台湾高等法院台南分院92年上易字第226号判決）、BLUE BIRD大客車案（台湾高等法院87年上字第1150号判決）各参照。なお、これらはいずれも最終的に「最終消費」目的での購入が否定され、買受人からの消費者保護法に基づく請求が認められなかった事案である。なお、かかる実務の解釈に対して異論を唱える者も存在する（詹森林《民事法理與判決研究（四）消費者保護法專論（2）》55頁以下参照）。

³ 消費者保護法第51条

本法に基づいて提起された訴訟において、企業経営者の故意により損害が引き起こされた場合には、消費者は、損害額の3倍以下の懲罰的賠償金を請求することができる。但し、過失により損害が引き起こされた場合には、損害額の1倍以下の懲罰的賠償金を請求できる。

⁴ 製造物責任訴訟において実際に懲罰的賠償金が認められた事案として、台湾基隆地方法院94年度消字第1号民事判決、台湾彰化地方法院94年度訴字第733号民事判決等参照。

⁵ 市場で購入した飲料（懿德麥生啤茉莉綠茶）を飲んだ結果、急性胃腸炎に罹患した購入者が、製造業者に対して行った医療費及び慰謝料の請求が認容された事例（認容額は45,683NTD）として、台湾板橋地方法院96年度訴字第1129号民事判決参照。

【論点4】（法規制）

日本の電子商取引事業者が台湾に対してインターネットを介して取引を行う場合、どのような法規制に注意する必要があるか。

上述した民法、電子署名法・同施行細則及び消費者保護法に加え、電子商取引事業者が台湾において事業を行うにあたって留意すべき法令としては、先ず、薬事法等の業法のほか、取引対象物に関する規制（刑法、毒品危害防制條例、貿易法・同施行細則、タバコ酒管理法（菸酒管理法）、輸入酒類検査弁法（進口酒類查驗辦法）、化粧品衛生管理條例（化妝品衛生管理條例）、ハイテク製品輸出入管理弁法（戰略性高科技貨品輸出入管理辦法））等が挙げられる。

また、他の国々と同様に、広告表示に関する各種規制（公平交易法、商品標示法、食品衛生管理法、健康食品管理法、煙害防制法（菸害防制法））も存在するほか、濫發商業電子メール管理條例（濫發商業電子郵件管理條例）や刑法（他人の電子計算機を妨害する罪[干擾他人電腦罪：刑法第360条]）等の規制にも留意が必要である。

2-4 韓国で訴訟が行われる場合

【論点1】(B2B取引)

日本の電子商取引事業者が、韓国の事業者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合、契約成立の時期や要件、契約履行の考え方など、取引の基本的なルールについては、どこの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

①国際裁判管轄

韓国「国際私法」第2条(国際裁判管轄)①裁判所は、当事者又は紛争となった事案が大韓民国と実質的関連がある場合に、国際裁判管轄権を有する。この場合、裁判所は、実質的関連の有無を判断する場合において、国際裁判管轄配分の理念に符合する合理的な原則に従わなければならない。②裁判所は、国内法の管轄規定を参酌して、国際裁判管轄権の有無を判断し、第1項の規定の趣旨に照らし、国際裁判管轄の特殊性を十分に考慮しなければならない。

i) 日本の事業者が韓国の事業者を韓国で訴える場合

管轄合意があればそれによる(「民事訴訟法」第26条)、仲裁合意(「仲裁法」第17条)についても同様。

管轄合意が無い場合でも、被告住所地として訴え可能(「民事訴訟法」第1条の2)。

ii) 韓国の事業者が日本の事業者を韓国で訴える場合

管轄合意があればそれによる、仲裁合意についても同様に、「仲裁法」第2条により、事前または事後に、書面をもって仲裁契約がなされる場合には有効とされる。

合意が無い場合は上記「国際私法」第2条第2項で斟酌される国内法の管轄規定については、「民事訴訟法」第1条の2で被告の普通裁判籍所在地の裁判所の管轄に属するとされ、外国法人その他の社団または財団の普通裁判籍に関して、第4条第2項で、大韓民国にある事務所・営業所または業務担当者の住所がある場合には、その住所とされる。また、第6条では、財産権に関する訴えは、居所地または義務履行地の裁判所に提起でき、第9条では、大韓民国に住所がない者または住所を知ることができない者に対する財産権に関する訴えは、請求の目的または担保の目的または差し押さえることの出来る被告の財産所在地の裁判所に提起できる。

従って、日本の事業者の営業所や財産等が韓国内に無い場合には、原則としては一般的な管轄権はないとされると考えられる。

②適用される法規

準拠法

準拠法合意があればそれによる（「国際私法」第25条）

「国際私法」第26条第1項は、当事者が準拠法を選択しない場合に、契約に関しては、その契約と最も密接な関連性がある国家の法によるとし、第2項において、

- 1) 譲渡契約の場合には、譲渡人の履行、
- 2) 利用契約の場合には物または権利を利用させる当事者の履行、
- 3) 委任・請負契約及びこれと類似の用役提供契約の場合には用役の履行、

をそれぞれ行う者の契約締結当時の常居所地法（当事者が法人又は団体の場合には主たる事務所がある国家の法）とされ、但し契約が当事者の職業または営業活動において締結された場合には、当事者の営業所がある国家の法が最も密接な関連があるものと推定される。

2. 説明（想定事例への当てはめ）

想定事例（1）

インターネットでオーダー品（社名などの刺繍入り商品）を販売した。韓国企業からの注文に対し、ショップから「承諾の通知」を発信し、先方に到達したことが確認されたので製作を開始したところ、数日後に、先方企業から注文キャンセルの連絡が入った。契約の成立を主張することができるか？

準拠法を日本法とする合意がある場合には、日本法が適用される。（日本の場合については、日本法部分を参照のこと。）

準拠法に関する合意が無い場合には、譲渡人の常居地法は日本法であるので、韓国「国際私法」第26条第2項により、準拠法は日本法であると解される。

ちなみに、合意等により準拠法が韓国とされる場合でも、隔地者間の契約は承諾通知発信時に成立（「民法」第531条）し、受信確認もなされている（「電子商取引基本法」第9条）ので契約成立を主張できる。

想定事例（2）

ヴィンテージ・ワインを販売した。運送を依頼した運送事業者による配送中の事故で、販売できない状態で購入者（韓国企業）に届いた。解除とともに損害賠償を請求されているが、応じる必要があるか？

準拠法を日本法とする合意がある場合には、日本法が適用される。（日本の場合については、日本法部分を参照のこと。）

準拠法に関する合意が無い場合には、譲渡人の常居地法は日本法であるので、韓国「国際私法」第 26 条第 2 項により、準拠法は日本法であると解される。ちなみに、合意により韓国法が準拠法となる場合には、次の韓国「民法」が適用される。

「民法」第 390 条(債務不履行及び損害賠償)債務者が債務の内容に従った履行をしなければ、債権者は、損害賠償を請求することができる。ただし、債務者の故意又は過失なくして履行することができなくなったときは、この限りでない。

また、万一配送者の過失とした場合にも、

「民法」第 391 条(履行補助者の故意、過失)債務者の決定代理人が債務者のために履行し又は債務者が他人を使用して履行する場合には、法定代理人又は被用者の故意又は過失は、債務者の故意又は過失とみなす、とされ、履行不能による解除(「民法」第 546 条)の請求を免れない。

【論点2】(B2C取引)

日本の電子商取引事業者が、韓国の消費者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合、どこの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

①国際裁判管轄

i) 日本の事業者が韓国の消費者を韓国で訴える場合

消費者契約の場合、消費者の相手方が消費者に対して提起する訴えは、消費者の常居所がある国家だけで提起することができるのが原則であり（「国際私法」第27条5項）、管轄合意は原則として無効である。（紛争開始後の例外として、国際裁判管轄合意が認められるが、1、紛争が既に発生した場合、または2、管轄合意裁判所に追加して、他の裁判所に提訴することを許す場合に書面をもって合意する場合に限られる（「国際私法」第27条6項）。）

ii) 韓国の消費者が日本の事業者を韓国で訴える場合

消費者契約の場合、消費者は、消費者の常居所がある国家で提起することができるのが原則であり（「国際私法」第27条4項）、管轄合意は原則として無効である。

なお、消費者契約の場合には、裁判手続に先立ち、「消費者保護法」第39条以下に規定される「消費者保護院」への救済請求と調停手続があり、また、「電子商取引基本法」第32条以下に規定される「電子商取引紛争調停委員会」における紛争調停手続とがあり、これらが適用される可能性があることには注意しなければならない。

②適用される法規

準拠法

国際私法第27条（消費者契約）

i) 消費者が職業又は営業活動以外の目的で締結する契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、当事者が準拠法を選択しても消費者の常居所がある国家の強行規定により、消費者に付与される保護を剥奪することができない。

a) 消費者の相手方が契約締結に先立ちその国家で広告による取引の勧誘等職業又は営業活動を行い、又はその国家以外の地域でその国家で広告による取引の勧誘等職業又は営業活動を行い、消費者がその国家で契約締結に必要な行為をした場合

b) 消費者の相手方がその国家で消費者の注文を受けた場合

c) 消費者の相手方が消費者をして外国に行って注文をするように誘導した場合

ii) 当事者が準拠法を選択しない場合に第1項の規定による契約は、第26条の規定にかかわらず、消費者の常居所地法による。

iii) 第1項の規定による契約の方式は、第17条第1項から第3項までの規定にかかわらず、消費者の常居所地法による。

2. 説明（想定事例への当てはめ）

想定事例（1）

「返品不可」と明瞭に表示した上で、衣料品を販売した。購入した韓国の消費者が、商品到着5日後に返品を申し出てきた。韓国の法律では、通信販売にもクーリングオフ類似の権利が認められているという。応じる必要があるか？

韓国の消費者を相手方とする消費者契約であるので、仮に準拠法を日本とするような事前合意があっても韓国法上の消費者保護規定の適用を受けることになる（「国際私法」第27条）。

「電子商取引消費者保護法」第17条は、いわゆるクーリングオフを規定しており、同法第21条第1項では、事業者がクーリングオフを妨げる行為を禁止しているところから、「返品不可」の合意も無効と考えられる。

クーリングオフ期間は、内容に関する書面到達後、または物品の到達後7日以内（第17条1項1号）または、同書面に売り主の住所がないか、または住所変更の場合には、住所を知りうべき時から7日以内（17条1項2号）とされるので、想定事例の5日後のクーリングオフは有効ということになる。

また、クーリングオフではないが、通信販売に関しては、理由を付しての申し込みの撤回に関する規定があり、

「訪問販売等に関する法律」第21条（申込みの撤回）第1項、通信販売業者から商品を受け、又は用役を提供を受けた消費者は、次の各号の場合には、商品の引渡を受け、又は用役の提供を受けた日から20日以内（通信販売業者の住所が変更になる等の事由によりこの期間内に申込みの撤回をすることができない場合には、その住所を知った日又は知ることができた日から20日以内）に当該契約に関する申込みを撤回することができる。

- ①消費者に引渡ある当時当該商品が毀損された場合
- ②通信販売に関する広告の内容と異なる商品が引き渡され、又は用役が提供されていた場合
- ③商品の引渡又は用役の提供が通信販売に関する広告に表示された商品の引渡時期又は用役の提供時期より遅れた場合
- ④通信販売業者が第18条第1項の規定により広告に表示しなければならない事項を表示しない状態で消費者の申込みがなされた場合
- ⑤その他消費者保護のために大統領令が定める場合

と規定されているので、上記のいずれかに該当する場合には、申し込みの撤回を受け入れなければならない。

【論点3】（製造物責任）

韓国の消費者が、日本の電子商取引事業者からインターネットを介して購入した商品を使用したところ身体に被害を生じた、として、当該商品を製造した別の日本の事業者に損害賠償を請求している。この場合、どこの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

①国際裁判管轄

i) 韓国の消費者が、日本の製造業者を韓国で訴える場合

「国際私法」第2条第2項で斟酌される国内法の管轄規定については、「民事訴訟法」第1条の2で被告の普通裁判籍所在地の裁判所の管轄に属するとされ、第6条では、財産権に関する訴えは、居所地または義務履行地の裁判所に提起でき、不法行為の場合には、第16条で、行為地の裁判所に提起できるとされているので、行為地が韓国であれば、韓国において裁判管轄が認められると考えられる。（なお、営業所等が存在する場合には、第4条第2項で、大韓民国にある事務所・営業所または業務担当者の住所がある場合には、その住所とされ、また、第9条では、大韓民国に住所がない者または住所を知ることができない者に対する財産権に関する訴えは、請求の目的または担保の目的または差し押さえることの出来る被告の財産所在地の裁判所に提起できる。）

②適用される法規

準拠法

韓国国内で事故が発生しているところから、「国際私法」第32条により、不法行為地の韓国法が適用されると考えられる。主なものとして、「民法」（不法行為）第750条以下、および「製造物責任法」が適用される可能性がある。「製造物責任法」の適用があるか否かに関しては、

「製造物責任法」第2条（定義）

この法律において使用する用語の定義は次の通りである。

- ① “製造物”とは、他の動産又は不動産の一部を構成する場合を含む製造又は加工された動産をいう。
- ② “欠陥”とは、当該製造物に次の各目の1に該当する製造・設計又は表示上の欠陥又はその他通例的に期待することができる安全性が欠如していることをいう。
 - i) “製造上の欠陥”とは、製造業者の製造物に対する製造・加工上の注意義務の履行可否にかかわらず製造物が元来意図した設計と異なって製造・加工されることにより安全でなくなった場合をいう。

ii) “設計上の欠陥”とは、製造業者が合理的な代替設計を採用していたならば被害又は危険を減少させ、又は避けることができたにもかかわらず代替設計を採用せず、当該製造物が安全でなくなった場合をいう。

iii) “表示上の欠陥”とは、製造業者が合理的な説明・指示・警告その他の表示をしていたならば当該製造物によって発生し得る被害又は危険を減少させ、又は避けることができたにもかかわらずこれをしない場合をいう。

上記の欠陥に関しては、以下の免責事由の事実認定にかかる。

第4条(免責事由)①第3条の規定により損害賠償責任を負う者が次の各号の1に該当する事実を立証した場合には、この法律による損害賠償責任を免れる。

i) 製造業者が当該製造物を供給しない事実

ii) 製造業者が当該製造物を供給したときの科学・技術水準では欠陥の存在を発見することができなかつたとの事実

iii) 製造物の欠陥が製造業者が当該製造物を供給する当時の法令が定める基準を遵守することによって発生した事実

iv) 原材料又は部品の場合には当該原材料又は部品を使用した製造物製造業者の設計又は製作に関する指示によって欠陥が発生したという事実

また、製造業者に誰が含まれるかに関して、

「製造物責任法」第2条第3項

“製造業者”とは、次の各号の者をいう。

i) 製造物の製造・加工又は輸入を業とする者

ii) 製造物に姓名・商号・商標その他識別可能な記号等を使用して自身を ii) 号の者に表示した者又は ii) 号の者に誤認させ得る表示をした者

とされているので、直接の製造業者でない輸入業者も責任を負い、重ねて、

「製造物責任法」第3条第2項

製造物の製造業者を知ることができない場合、製造物を営利目的で販売・貸与等の方法により供給した者は、製造物の製造業者又は製造物を自身に供給した者を知り、又は知り得たにもかかわらず、相当な期間内にその製造業者又は供給した者を被害者又はその法定代理人に告知しなかつたときは、第1項の規定による損害を賠償しなければならない。

日本の製造物責任法と異なり、工業製品に限らず、加工された食品や農産物にも適用されることに注意が必要である。

2. 説明（想定事例への当てはめ）

想定事例（1）

自動車部品を韓国消費者に販売した。購入者が、個人使用の車に当該部品を装着したところ、走行中に外れて事故を起こし、大怪我をした。当該部品を製造した日本の事業者は、韓国の製造物責任法によって責任を問われるか？

一般的には、不法行為地である韓国「民法」（不法行為）第 750 条以下の適用がある。

「製造物責任法」の適用があるか否かに関しては、

- 1) 製造事業者が自ら販売する場合、または販売地または輸出入業者を了解した上で販売している場合に、適用されることはほぼ疑いが無い。
- 2) 製造事業者が販売地域として韓国を想定しているが、製造事業者が了解していない輸出入業者により販売された場合、製造物責任法の趣旨から、同法の適用される可能性が高い。
- 3) 製造事業者が販売地域として韓国を想定していないが、製造事業者が了解していない韓国の輸入業者経由で輸入された場合、当該輸入業者が責任を負う可能性が高いと考えられる。この場合、文言上、韓国法における製造業者に妥当するが、日本の製造事業者がどのような責任を負うことになるかどうか定かでない。
- 4) 製造事業者が販売地域として韓国を想定していないが、製造事業者が了解していない日本の輸出業者が販売した場合、文言上、製造事業者も輸出業者も製造業者に妥当すると考えられるが、具体的責任については定かでない。

想定事例（2）

韓国消費者に販売した食品に包装過程で異物が混入してしまっていたため、それを食べた消費者の身体に不調を来たした。当該食品を製造（生産）した日本の事業者は、韓国の製造物責任法によって責任を問われるか？

「製造物責任法」の適用があるか否かに関しては、異物混入が製造過程で生じたものであれば製造上の欠陥として、製造物責任法の適用がある。韓国の「製造物責任法」は日本と異なり、工業製品だけでなく、「製造」とは、製造物の設計・加工・検査・表示を含み、一般的に原材料に手を加えて新たな物品を作ることの意味し、第 2 次産業と関連する生産行為による「動産」を広く意味するので、食品や農水産物にも適用がある（この場合の加工には、食品の調味・冷凍・乾燥等が該当する）ことには注意を要する。

逆に、天然の産物で未加工の動産には適用されないので、想定事例の包装過程の異物混入が、未加工食品である場合には製造物責任法は適用されない。ただし、仮に「製造物責任法」の適用が無い場合でも、不法行為地である韓国「民法」（不法行為）第 750 条以下の適用がある。

【論点4】（公法的規制）

日本の電子商取引事業者が韓国に対してインターネットを介して取引を行う場合、どのような法規制に注意する必要があるか。

電子商取引に関する公法的規制は、上述の基本的な法律以外に、輸入に関して、いわゆる禁制品や、条件付許容物品に関する細かな規定があり、日本語のサイトとしては日本郵便のホームページが便宜である。

裁判管轄の部分で触れたが、韓国の場合には、訴訟に先立つ消費者救済手続きがあることに注意を要する。消費者契約の場合には、「消費者保護法」第39条以下に規定される「消費者保護院」への救済請求がなされ、30日以内に被害補償に対する合意勧告（第42条）が不調である場合には、更に30日以内に紛争調停（第43条以下）をしなければならないとされ、調停が整わない場合に訴訟に移行する。また、電子商取引と関連する被害や紛争の場合には、「電子商取引基本法」第32条以下に規定される「電子商取引紛争調停委員会」への申請から45日以内に調停案が作成され（第33条）、調停が整わない場合に訴訟に移行するという制度である。いずれの場合にも調停に合意するか否かは当事者に選択権があるといえるが、消費者保護院の紛争調停の場合には、紛争調停の通知から15日以内に受諾拒否の通知をしなかったときは紛争調停を受諾したものとみなし規定（第45条第3項）があることに注意が必要である。

2-5 米国で訴訟が行われる場合

【論点1】(B2B取引)

日本の電子商取引事業者が、米国の事業者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合、契約成立の時期や要件、契約履行の考え方など、取引の基本的なルールについては、どこの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

注意：米国法は、連邦制度（"Federal System"）及びコモン・ローと称される英米法系の法体系など、日本と相当程度異なる法制度を有する。連邦制度の下では、各州が独立した法律（州法）及び裁判管轄権を有することを原則とし、一定の事項についてのみ連邦法が制定され、一定の事項に関する事件についてのみ連邦裁判所は裁判管轄権を有する。準拠法の指定についても、各州ごとに独自のルールを有する。また、コモン・ローの法体系の下では、判例法が重視され、制定法だけでなく、長年にわたり蓄積された判例法を検討する必要がある。このように、一言で米国法といっても、各州により異なり、事案毎に判例法を検討する必要がある。このような検討は本稿の本旨ではないため、本稿では、あくまでも米国法の一応の概略を一般論として説明するに止める。

①国際裁判管轄

i) 日本の事業者が米国の事業者を米国で訴える場合

連邦制度を採用する米国では、各州の裁判所があらゆる種類の事件を扱うことができるのに対して、連邦裁判所は特定の種類の事件のみ扱うことができる。すなわち、連邦裁判所が扱うことのできる事件は、連邦問題（"federal question"）事件や州籍相違（"diversity of citizenship"）事件¹などに限られる。このように、連邦裁判所が事物管轄権（"subject matter jurisdiction"）²を有する事件でない限り、米国の事業者を連邦裁判所で訴えることはできない。

州裁判所に訴えを提起する場合、各州裁判所は、当該州裁判所に人的管轄権（"personal jurisdiction"）³があると認める場合には原則として裁判管轄権を肯定すると考えられる。当事者間で管轄権に関する専属的合意があれば、原則としてかかる合意が優先される。そのような合意がない場合に、各州裁判所が米国人であ

¹ 州籍相違事件とは、原告と被告が異なる州又は国の市民である事件をいう。ただし、係争価額が一定額を超える事件に限り、連邦裁判所は裁判管轄権を有する。

² 事物管轄権とは、裁判所がある事項について裁判をする権限をいう。

³ 人的管轄権とは、裁判所がある者に対して有効に判決をなす権限をいう。領域管轄権（"territorial jurisdiction"）ともいう。

る事業者について人的管轄権があると認める場合としては、例えば、当該州裁判所の裁判管轄権に服する旨の同意がある場合、当該州法に従って事業者が設立されている場合、当該州において事業者が「事業活動を行っている（"doing business"）」場合、訴訟の対象物が当該州内に存在する場合などが考えられる¹。

なお、仲裁合意は原則として有効であり²、その場合は仲裁手続による解決が優先される³。

ii) 米国の事業者が日本の事業者を米国で訴える場合

米国事業者が日本法人である事業者に対し、訴訟を提起する場合、連邦裁判所が事物管轄権を有する一定の事項を除き、いずれかの州の州裁判所に訴訟を提起することになる。当事者間で管轄権に関する専属的合意があれば、原則としてかかる合意が優先される。そのような合意がない場合、日本法人は米国のいずれの州にも本店所在地を有さないと考えられることなどから、当該裁判所は原則として人的管轄権を認めないものとも考えられる⁴。ただし、当該州の「ロング・アーム法」(long-arm statute)⁵によって、当該州との間に少なくとも「最小限の接触（"minimum contacts"）」があれば、当該裁判所が人的管轄権を認める可能性もある。

「最小限の接触」の解釈について、各州で一定の方向性はあるが、具体的内容は異なりうる。例えば、事業者が当該州で「継続的かつ組織的（"continuous and systematic"）」に活動している場合や単発的な関係であっても意図的に当該州と関係を持った場合などには一般的に「最小限の接触」が肯定されている。しかし、特に、インターネット取引における人的管轄権の有無の判断基準について各州で異なる傾向にある。例えば、ウェブサイトの性質にあわせて、能動的に事業を行っている場合、情報を発信しているに過ぎない場合、双方向性を有する場合に分類し人的管轄権の有無を検討するスライディング・スケール（"sliding scale"）基準を採用する裁判例が少なからず存在する⁶。他方、ウェブサイトが意図的に当該州の市民に向けられていたか（"target"）否かを基準とする裁判例もある。

なお、仲裁合意は原則として有効であり、その場合は仲裁手続による解決が優先

¹ 各州の「ロング・アーム法」に基づき人的管轄権を肯定する場合も考えられるが、次の ii) 項において触れることとする。

² Federal Arbitration Act, Section 2 参照。ただし、仲裁合意を無効とする事例が少なからず存在する。

³ Federal Arbitration Act, Section 3 参照。

⁴ なお、国際裁判管轄については、Restatement (Third) of Foreign Relations Law of the United States (1987)も参照。「Restatement」とは、アメリカ法律協会（American Law Institute）が諸州の判例法を条文形式にまとめ、かつ説明と例を付したものをいう。法的拘束力はないが、判例等によって引用されることが多い。

⁵ 「ロング・アーム法」とは、州の非居住者に対しても人的裁判管轄権を認める州法の通称である。大別すると、人的管轄権を拡張する事件類型を具体的に列挙する型（例えば、ニューヨーク州法）と、合衆国憲法が許容する最大範囲まで人的管轄権を一般的に拡張する型（例えば、カリフォルニア州法）の2種類がある。

⁶ スライディング・スケール基準によれば、双方向性を有するウェブサイトについては双方向性の程度及び商業性の程度に基づいて人的裁判管轄権の有無が判断される。ただし、スライディング・スケール基準に対しては多くの批判がある。

される¹。

②適用される法規

準拠法は、訴訟が提起された裁判所の州の抵触法ルール（"conflict of laws principles"）に従って指定される。全国統一の抵触法ルールは存在しないため、各州によって抵触法ルールが異なり、その結果、どの州の裁判所で訴訟を提起したかによって準拠法が異なるおそれがある。契約準拠法に関する当事者間の合意がある場合、抵触法ルールに関する支配的見解によれば、原則としてかかる合意は尊重される²。そのような合意がない場合、抵触法ルールに関する有力な見解によれば、契約締結地、交渉を行った地、義務履行地、契約目的物の所在地、法人の設立地及び事業所所在地などを総合的に考慮した上で、「最も重要な関係（"most significant relationship"）」を有する州又は国の法律が指定される³。

なお、仮に日本法が指定された場合であっても、米国裁判所で実質的には日本法（米国裁判所にとっての外国法）の内容を主張立証する必要があるため、日本法の解釈適用が日本の裁判所におけると同様になされる保障はないことに注意を要する。

¹ ただし、仲裁合意を無効とする事例が少なからず存在する。

² Restatement (Second) of Conflict of Laws, Section 187 (1971)参照。なお、物品販売の場合、UCC Section 1-301(c)参照。

³ Restatement (Second) of Conflict of Laws, Section 188 (1971)参照。Restatement (Second)が採用する見解を支持する州が優勢であるが、かかる見解に対しては批判もある。なお、物品売買の場合、UCC Section 1-301(d)参照。また、国際物品販売の場合、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）が適用される可能性もある。

2. 説明（想定事例への当てはめ）

想定事例（1）

インターネットでオーダー品（社名などの刺繍入り商品）を販売した。米国企業からの注文に対し、ショップから「承諾の通知」を発信し、先方に到達したことが確認されたので製作を開始したところ、数日後に、先方企業から注文キャンセルの連絡が入った。契約の成立を主張することができるか。

日本法を契約準拠法とする合意があれば原則としてこれが尊重される。そのような合意がない場合でも、例えば「最も重要な関係」を有する州又は国の法律を準拠法とする見解によれば、本件ではオーダー品の製作が日本国内で行われていることから日本法が準拠法となる可能性が高い。その場合、別項における日本法での分析と同様の結論となる。

想定事例（2）

ヴィンテージ・ワインを販売した。運送を依頼した運送事業者による配送中の事故で、包装が破れ、販売できない状態で購入者（米国企業）に届いた。解除とともに損害賠償を請求されているが、応じる必要があるか？

日本法を契約準拠法とする合意があれば原則としてこれが尊重される。そのような合意がない場合でも、例えば「最も重要な関係」を有する州又は国の法律を準拠法とする見解によれば、本件ではヴィンテージ・ワインが日本国内で製造又は梱包されていれば日本法が準拠法となる可能性が高い。その場合、別項における日本法での分析と同様の結論となる。

【論点2】(B2C取引)

日本の電子商取引事業者が、米国の消費者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合、どこの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

①国際裁判管轄

i) 日本の事業者が米国の消費者を米国で訴える場合

連邦制度を採用する米国では、各州の裁判所があらゆる種類の事件を扱うことができるのに対して、連邦裁判所は特定の種類の事件のみ扱うことができる。すなわち、連邦裁判所が扱うことのできる事件は、連邦問題事件や州籍相違事件などに限られる。このように、連邦裁判所が事物管轄権を有する事件でない限り、米国の消費者を連邦裁判所で訴えることはできない。

州裁判所に訴えを提起する場合、各州裁判所は、当該州裁判所に人的管轄権があると認める場合には原則として裁判管轄権を肯定すると考えられる。当事者間で管轄権に関する専属的合意があれば、原則としてかかる合意が優先される。そのような合意がない場合に、各州裁判所が米国の消費者について人的管轄権があると認める場合としては、例えば、当該州裁判所の裁判管轄権に服する旨の同意がある場合、消費者に対して州内で直接送達がなされた場合、当該州において消費者が本拠(domicile)を有する場合、訴訟の対象物が当該州内に存在する場合などが考えられる。

なお、仲裁合意は原則として有効であり¹、その場合は仲裁手続による解決が優先される。

ii) 米国の消費者が日本の事業者を米国で訴える場合

米国の消費者が日本法人である事業者に対し、訴訟を提起する場合、連邦裁判所が事物管轄権を有する一定の事項を除き、いずれかの州の州裁判所に訴訟を提起することになる。当事者間で管轄権に関する専属的合意があれば、原則としてかかる合意が優先される。ただし、両当事者間の交渉力が著しく不均衡であるなど一定の場合にはかかる合意が無効になる余地がある。そのような合意がない又は無効になった場合、日本法人は米国のいずれの州にも本店所在地を有さないと考えられることなどから、当該裁判所は原則として人的管轄権を認めないものとも考えられる。ただし、当該州の「ロング・アーム法」によって、当該州との間に少なくとも「最小限の接触」があれば、当該裁判所が人的管轄権を認める可能性もある²。「最小限

¹ ただし、消費者取引などに関する事前の仲裁合意を原則として無効とする法案 (Arbitration Fairness Act) が国会で審議されている (2010年3月24日現在)。

² 「最小限の接触」については論点1参照。

の接触」の解釈について各州で具体的内容は異なり、特にインターネット取引における人的管轄権の有無の判断基準について各州で異なる傾向にある。

なお、仲裁合意は原則として有効であり、その場合は仲裁手続による解決が優先される。

②適用される法規

i) 準拠法

準拠法は、訴訟が提起された裁判所の州の抵触法ルールに従って決定される。全国統一の抵触法ルールは存在しないため、各州によって抵触法ルールが異なり、その結果、どの州の裁判所で訴訟を提起したかによって準拠法が異なるおそれがある。契約準拠法に関する当事者間の合意がある場合、抵触法ルールに関する支配的見解によれば、原則としてかかる合意は尊重される。ただし、契約の一方当事者が消費者である場合、一定の修正が加えられ、例えば、物品販売の場合、指定された準拠法の州又は国と「合理的な関係」がなければ合意は無効になる¹。そのような合意がない場合又は無効になった場合、抵触法ルールに関する有力な見解によれば、契約締結地、交渉を行った地、義務履行地、契約目的物の所在地、個人の本拠、居所及び国籍、法人の設立地及び事業所所在地などを総合的に考慮した上で、「最も重要な関係」を有する州又は国の法律が指定される²。ただし、契約の一方当事者が消費者である場合、一定の修正が加えられ、例えば、物品販売の場合、消費者の居所の法律又は契約を締結しかつ商品を受領した場所の法律が定める消費者保護を否定することはできない³。

ii) 米国の消費者保護法制

連邦法レベル及び州法レベルの双方で消費者保護法制が存在する。例えば、連邦の制定法としては、クレジットカードによる支払いに関する Fair Credit Billing Act や「消費者製品（"consumer product"）」⁴の保証条項等のルールを定める Magnuson-Moss Warranty Act などがある。また、連邦取引委員会（FTC）も各種の消費者保護制度を設けており、例えば、クーリングオフに関するルール（Cooling Off Rule）や通信販売における配達期間に関するルール（Mail or Telephone Order Merchandise Rule）を定めている。FTC のクーリングオフに関するルールでは、25ドル以上の購入額である場合に原則として3日間、取引を取り消す権利があると定めているが、州法レベルでは、FTC のルールよりも消費者に有利な制度を設けている場合や各種製品によって異なるルールを定めている場合があり、実際の運用にあ

¹ UCC Section 1-301(e)参照。

² Restatement (Second) of Conflict of Laws, Section 188 (1971)参照。

³ UCC Section 1-301(e)参照。

⁴ "consumer product"とは、"any tangible personal property which is distributed in commerce and which is normally used for personal, family, or household purposes (including any such property intended to be attached to or installed in any real property without regard to whether it is so attached or installed)"をいう（Magnuson-Moss Warranty Act, Section 2301(1)）。

たっては各州法を確認する必要がある。なお、FTC のクーリングオフに関するルールはインターネット取引を想定しておらず¹、FTC は当該ルールのインターネット取引に対する適否について見解を明確にしていない。また、通信販売における配達期間に関するルールはインターネット取引にも適用され、一定期間内に製品を配達をすることができなければ事業者売主は消費者に対して原則として代金を返還しなければならない。

2. 説明（想定事例への当てはめ）

想定事例（1）

「返品不可」と明瞭に表示した上で、衣料品を販売した。購入した米国の消費者が、商品到着 5 日後に返品を申し出てきた。米国の法律では、通信販売にもクーリングオフ類似の権利が認められているという。応じる必要があるか？

日本法を契約準拠法とする合意があれば原則としてこれが尊重される。そのような合意がない場合でも、例えば「最も重要な関係」を有する州又は国の法律を準拠法とする見解によれば、本件では衣料品が日本国内で製造又は梱包されていれば日本法が準拠法となる可能性が高い。ただし、本件は物品販売であるので、消費者の居所の法律などに基づき、消費者の居所がある州で認められたクーリングオフの期間内であれば取消権を行使できる可能性が高い。本件では商品到着 5 日後に返品を申し出ているため、クーリングオフの期間を徒過しているか否かを確認する必要がある。

¹ FTC の Cooling Off Rule は、原則として売主の営業所以外の場所で売買等がなされた場合に適用されるが、例外的に郵便や電話で行われた場合には適用されない。これに対して、インターネット取引については記載がない。

【論点3】（製造物責任）

米国の消費者が、日本の電子商取引事業者からインターネットを介して購入した商品を使用したところ身体に被害を生じた、として、当該商品を製造した別の日本の事業者に損害賠償を請求している。この場合、どこの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

①国際裁判管轄

連邦制度を採用する米国では、各州の裁判所があらゆる種類の事件を扱うことができるのに対して、連邦裁判所は特定の種類の事件のみ扱うことができる。すなわち、連邦裁判所が扱うことのできる事件は、連邦問題事件や州籍相違事件などに限られる。このように、連邦裁判所が事物管轄権を有する事件でない限り、日本法人である事業者を連邦裁判所で訴えることはできない。

州裁判所に訴えを提起する場合、日本法人である事業者は米国のいずれの州にも本店所在地を有しないと考えられることなどから、当該裁判所は原則として人的管轄権を認めないものとも考えられる。ただし、当該州の「ロング・アーム法」によって、当該州との間に少なくとも「最小限の接触」があれば、当該裁判所が人的管轄権を認める可能性もある。この点、製造物責任訴訟においてどのような場合に「最小限の接触」があるといえるのかは裁判例が分かれるところである。具体的には、製品を流通に置いた後に当該州において販売されることを認識しているだけで足りるのか、又は当該州での販売の「意図的な利用（"purposeful availment"）」までが必要なのかが争われており、判例上、未だに決着していない。単なる認識で足りるとする州裁判所で訴えられた場合、日本法人である事業者は直ちに人的管轄権が肯定されるおそれがある。

②適用される法規

i) 準拠法

準拠法は、訴訟が提起された裁判所の抵触法ルールに従って決定される。統一の抵触法ルールは存在しないため、各州によって抵触法ルールが異なり、その結果、どの州の裁判所で訴訟を提起したかによって準拠法が異なるおそれがある。抵触法ルールに関する有力な見解によれば、負傷した地、不法行為を行った地、個人の本拠、居所及び国籍、法人の設立地及び事業所所在地、両当事者間の関係の中心となる地などを総合的に考慮した上で、「最も重要な関係」を有する州又は国の法律が指定される¹。ただし、契約の一方当事者が消費者である場合、一定の修正が加えられ、

¹ Restatement (Second) of Conflict of Laws, Section 145 (1971)参照。

例えば、物品販売の場合、消費者の居所の法律又は契約を締結しかつ商品を受領した場所の法律が定める消費者保護を否定することはできない。

ii) 米国の製造物責任法制

米国の製造物責任（"product liability"）¹は、連邦レベルではなく、主に州レベルで規制されており、規制の内容は各州によって異なる。すなわち、製造物責任の法的性質について、各州の制定法又は判例法は概ね厳格責任（"strict liability"）と解する方向にあるものの、過失責任（"negligence"）や保証条項違反（"breach of warranty"）と解する立場もあり、統一されていない²。なお、連邦レベルでは、製造物責任を包括的に扱った制定法はない。

米国の製造物責任は、日本の製造物責任とは異なる内容を有するので注意が必要である。例えば、「製造物（"product"）」とは、製造物に限られず、財産的価値のある生産物をより広く含みうる³。また、製造物責任は懲罰的損害賠償（"punitive damages"）⁴の対象となる可能性もある⁵。

2. 説明（想定事例への当てはめ）

想定事例（1）

自動車部品を外国消費者に販売した。購入者が、個人使用の車に当該部品を装着したところ、走行中に外れて事故を起こし、大怪我をした。当該部品を製造した日本の事業者は、米国の製造物責任法によって責任を問われるか？

例えば「最も重要な関係」を有する州又は国の法律を準拠法とする見解によれば、本件では米国の購入者が米国で負傷しているため、米国のいずれかの州の法律が準拠法になる可能性が高い。その場合、当該州の制定法又は判例法により、日本の事業者は厳格責任、過失責任又は保証条項違反を問われる可能性がある。

¹ 生産物責任ともいう。製造者のみならず、卸売業者や小売業者なども責任を問われうる。

² モデル統一製造物責任法（Model Uniform Products Liability Act）があるにもかかわらず、実際に制定された各州の製造物責任に関する法律は各州によって異なる。ただし、物品販売については、多くの州で黙示の保証を定めている（UCC 2-314, 315 参照）。

³ 例えば、モデル統一製造物責任法によれば、"product"とは、"any object possessing intrinsic value, capable of delivery either as an assembled whole or as a component part or parts, and produced for introduction into trade or commerce"をいう（同法第 102(C)条）。かかる定義によれば、移動可能な住居施設のほか、水、天然ガスや電気エネルギーも含まれうる（同条"Analysis"）。

⁴ 懲罰的損害賠償とは、懲罰及び抑止を目的として、通常の填補損害賠償（"compensatory damages"）のほかに認められる損害賠償をいう。制定法の制限がない限り、懲罰的損害賠償の額は各州の「コモン・ロー」に基づいて原則として陪審の裁量によって決定される。

⁵ ただし、懲罰的損害賠償を認めたカリフォルニア州裁判所の判決について、日本での執行を認めなかった最高裁判所の判決がある（最判平成 9 年 7 月 11 日民集 51 卷 6 号 2573 頁）。

想定事例（2）

米国消費者に販売した食品に包装過程で異物が混入してしまっていたため、それを食べた消費者の身体に不調を来たした。当該食品を製造（生産）した日本の事業者は、米国の製造物責任法によって責任を問われるか？

概ね(1)と同様であるが、米国においては製造物や食品にとどまらず、財産的価値のある生産物であれば広く製造物責任を問われる可能性があることには注意を要する。

【論点4】（法規制）

日本の電子商取引事業者が米国に対してインターネットを介して取引を行う場合、どのような法規制に注意する必要があるか。

上述したものに加え注意すべき法制度又は法規制としては、米国で訴訟が提起された場合のディスカバリ手続制度や電子商取引などに関する法規制がある。

まず、米国で訴訟が提起された場合、日本の民事訴訟手続にはない、ディスカバリ手続と呼ばれる開示手続に注意する必要がある。ディスカバリ手続においては、事業者が保有する資料を広範に相手方に開示しなければならないだけでなく、事業者の役員等が相手方弁護士から長時間尋問されることがある。ただし、通常の電子商取引に関する訴訟であれば、ディスカバリ手続に至らずに訴訟手続が終結する場合も少なくない。

また、米国に対するインターネット取引に関連する法規制としては、電子商取引に関する制定法や輸入の制限に関する規制に注意を要する。すなわち、電子商取引に関しては、電子署名等の有効性に関する Electronic Signatures in Global and National Commerce Act (E-Sign Act)、電子文書・電子署名に関する Uniform Electronic Transaction Act (UETA)、コンピュータ情報を対象とする取引に関する Uniform Computer Information Transaction Act (UCITA) などがあり、UETA はほとんどの州で、また UCITA は一部の州で採用されている。輸入の制限に関しては、例えば、動物、胚、精液、植物、アルコール類、タバコ、食品、医薬品、化粧品、規制薬物、牛乳、クリーム、危険物（化学薬品やナイフ等）、宝石類、考古学又は民俗学に関する資料、受刑者労働、強制労働又は制裁付契約労働によって生産された製品などについて輸入を制限する規制がある。

2-6 中国で訴訟が行われる場合

【論点 1】(B2B取引)

日本の電子商取引事業者が、中国の事業者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合、契約成立の時期や要件、契約履行の考え方など、取引の基本的なルールについては、どこの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

①国際裁判管轄

i) 日本の事業者が中国の事業者を中国で訴える場合

中国においては、民商事紛争に関する国際裁判管轄について単行の法典は存在しないが、管轄合意がなくても日本の事業者が中国の事業者を中国で訴えることは可能である。

“民事訴訟法”¹(民訴法) 18 条～39 条が裁判管轄を定めているが、原則は被告住所地主義(民訴法 22 条 1 項)である。さらに、民訴法第 4 編(235 条～268 条)は「涉外民事訴訟手続についての特別規定」であり、そのうちの第 24 章(241 条～244 条)が「管轄」についての規定である。「涉外民事訴訟(涉外民事訴訟)」の定義は、民訴法にはないが、最高人民法院の司法解釈である「民事訴訟法」の適用に関する若干の問題についての意見²(以下「最高人民法院民訴適用意見」という。)では、「当事者の一方又は双方が外国人、無国籍者、外国企業若しくは組織、外国において当事者間の民事法律関係が設定、変更若しくは終了した法律事件、又は訴訟の目的物が外国に存在する民事事件」とされている(最高人民法院民訴適用意見 304 項)。

【論点 1】の、「日本の電子商取引事業者が、中国の事業者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合」、この取引に関する紛争は「涉外民事訴訟」に該当するだろう。これに対して、日本の自然人又は事業者が設立した中国法人は、外国企業には該当しないので、日系中国企業と中国企業との間の紛争は涉外民事訴訟に該当しない。

民訴法 241 条によれば、契約紛争及び財産的・経済的利益についての紛争は、被告が中国領域内に住所を有しない場合を「特殊地域管轄」とし、以下のもののいずれかが中国領域内に存在すれば、中国の裁判管轄権が肯定される。

a) 契約締結地； b) 契約履行地； c) 訴訟目的物所在地；

¹ 中华人民共和国民事诉讼法。1991 年 4 月 9 日制定、同日施行。2008 年 4 月 1 日改正部分施行。

² 最高人民法院关于适用《中华人民共和国民事诉讼法》若干问题的意见。1992 年 7 月 14 日制定。

d) 差押対象財産所在地； e) 侵害行為地； f) 代表機構¹の住所地

民訴法 241 条が定める「管轄原因」は極めて広い。そのため同一事件について外国の裁判所も管轄権を有する場合は数多く存在するであろう。学説では、そうした管轄権の衝突の問題が意識されているが、具体的にどのような解決をすべきかについての十分な議論はなされておらず、今後の課題とされているようである²。また、容易に調査できる裁判例の範囲では、日本の判例・裁判例に見られるような（被告の著しい不利益や証拠の偏在といった）「特段の事情」がある場合に管轄を否定する解釈、又は米国法の「フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理（不方便法院原則）」が適用される裁判例も、少数であるが見受けられる³。学説でも、議論はされているようである⁴。

電子商取引の場合には、売主が買主に目的物を引き渡すところまでが売主の債務とされることが多いと思われるが、その場合は買主側の場所（引渡場所、買主の住居所・営業所）が「契約履行地」となり、買主が中国に居住する・所在する場合には中国の裁判所が管轄を有することになる。最高人民法院民訴適用意見 19 項は、売買契約という契約類型から管轄原因を定めたものであるが、原則として「契約上の引渡場所」（约定的交货地点）が契約履行地なり、目的物を発送する場合には発送目的地（货物送达地）が契約履行地となるとしている。電子商取引の場合では売主が自ら又は運送業者を手配して買主の手元まで目的物を配達・配送することがほとんどと思われるが、そのときは中国国内での配送・配達も契約の履行（の少なくとも一部）と考えられ、中国が「契約履行地」と認定されるだろう。

合意管轄（协议管辖）も、涉外契約訴訟又は涉外財産訴訟の場合には、専属管轄規定に反することなく、書面により合意がなされれば⁵認められるが（民訴法 242 条）、合意管轄によって中国の裁判所を選択する場合は、中国の審級管轄規定に違反してはならない（民訴法 242 条 2 文）。従って、涉外事件の場合には、最高人民法院管轄規定によって涉外事件を認められた中級法院又は高等法院を指定する必要がある⁶。

¹ 「代表機構（「代表机构）」の定義も置かれていない。

² 宋健立《国际民商事诉讼管辖权冲突的协调与解决》。2009 年，法律出版社（247 頁）。

³ 否定例として、佛山市人民政府与交通银行香港分行、杰高发展有限公司借款合同和担保合同纠纷管辖权异议案，最高人民法院（2005）民四终字第 11 号。

⁴ 2010 年 2 月 22 日、日本法務省における李旺・清华大学法学院教授の中国国際私法，国際民事訴訟法的現状及課題と題する講演。

⁵ 電子商取引のように電子メールで合意が成立する場合を「書面」による場合を含めてよいかについては、未だ確定した判例がない。他方、仲裁法に関しては、“最高人民法院「中華人民共和國仲裁法」の適用に関する若干の問題についての解釈”（最高人民法院关于适用《中华人民共和国仲裁法》若干问题的解释）1 条で、仲裁法 16 条「その他の書面の形式」の意味として「電磁的記録（電報、テレックス、ファックス、電子データ交換及び電子メールを含む。）」（电文（包括电报，电传，传真，电子数据交换和电子邮件））とされており、通常の電子商取引の場合には書面性が肯定されることになる。管轄合意についても異なる解釈をする理由は見出せないだろう。

⁶ 民訴法 19 条は、第 1 審の管轄裁判所を定めるが、それによれば「重大涉外案件」は基礎法院レベルではなく、中級法院レベルの管轄とされている。さらに、「重大な影響」ある事件は高等法院レベルの管轄とされている。それを受けて最高人民法院民訴適用意見では、「重大な涉外事件」について、「係争金額が大きい、又は事件の内容が複雑で、あるいは国外に居住する当時者の人数が多い事件」と規定してい

応訴管轄については、被告が、異議を述べずに答弁を行った場合には「黙示管轄」として当該裁判所に管轄が認められる。

当事者が予め行った仲裁合意についても、(i) 当事者が予め指定した準拠法により、又は(ii) 当事者の意思が不明確な場合には仲裁地の法律により、それぞれ有効と判断された場合には、当該仲裁合意に基づき紛争処理がなされることになる。

仲裁合意についても、これを取引の内容から規制する法令は存在せず、また、外国を仲裁地として定める仲裁合意も可能である。

ii) 中国の事業者が日本の事業者を中国で訴える場合

中国の事業者が日本の事業者を中国、すなわち、原告住所地国で訴える場合、(涉外契約である限り) 管轄合意・仲裁合意があるときにそれが有効であることについては、前述した通りである。

他方、そのような紛争解決に関する合意がないときに、中国の事業者(買主)が日本の事業者(売主)を原告住所地国すなわち中国で訴えることについては、上述のとおり民訴法 241 条が定める「管轄原因」は広いので、管轄が肯定される場合が多いのではないかと考えられる。電子商取引の場合では売主が自ら又は運送業者を手配して買主の手元まで目的物を配達・配送することがほとんどと思われるが、そのときは中国国内での配達・配達も契約の履行(の少なくとも一部)と考えられ、中国が「契約履行地」と認定されるだろうからである(最高人民法院民訴適用意見 19 項参照)。

②適用される法規

中国においては、契約準拠法の決定を含む国際私法について、単行の法典は存在しない。

代替として、最高人民法院の司法解釈である“最高人民法院・涉外民事又は商事紛争案件の審理に関する法律の適用に関する若干の問題についての解釈”¹(以下「最高人民法院法律適用解釈」という。)が、実務の指針となっている。

他方、「民法通則」²、「契約法」³に「涉外契約」に関する規定があり、その中に合意による契約準拠法及び合意のない場合の契約準拠法決定の考慮要素を規定している。もともと、民法通則・契約法及びその他の法令にも「涉外契約」の定義はない。おそらくは、中国以外の外国に住居所在地・本店又は営業所所在地を有する自然人・法人与、中国国内に住居所在地・本店又は営業所所在地を有する自然人・法人との間の取引をいうものと解

る。さらに、“最高人民法院涉外民商事事件の訴訟管轄に関する若干問題についての規定”(最高人民法院关于涉外民商事诉讼管辖若干问题的规定。2001年12月25日制定、2002年3月1日施行。以下「最高人民法院管轄規定」という。)は、中国の各裁判所のうちで「涉外民商事案件」を取り扱うことのできる裁判所を具体的に指定しており、直轄市(北京、上海、天津、重慶)及び省都等所在の中級法院及び最高人民法院の指定する中級法院等が管轄権を有するとされている。

¹ 最高人民法院关于审理涉外民事或商事合同纠纷案件有关法律适用若干问题的解释。2007年6月11日制定、2007年8月8日施行。

² 中华人民共和国民法通則。1986年4月12日制定、1987年1月1日施行。

³ 合同法。1999年3月15日制定、1999年10月1日施行。

される。

当事者間に契約準拠法合意がある場合、原則として当事者間で合意した法律に準拠する（民法通則 145 条 1 項、契約法 126 条 1 文）。

当事者間において契約準拠法合意がない場合、まず、日本・中国はウィーン国際物品売買条約の締約国なので¹、物品売買については「ウィーン条約」が適用される（「ウィーン条約」の適用結果については、日本法の記述部分を参照）²。

それ以外の場合、すなわち、「ウィーン条約」が適用されない場合か、物品売買以外の取引については、いずれの国・法域の法律によるべきかは、契約と最も密接な関係を有する国の法律によるとされている（民法通則 145 条 2 項、契約法 126 条 2 文）。「最も密接な関連を有する」かどうかについて、最高人民法院法律適用解釈 5 条が、通常の場合に最も密接な関連が認められる地の例を挙げている。それによれば、国際動産売買契約の場合には契約締結時の売主の営業所所在地法が原則だが、買主の営業所所在地において交渉を行い、かつ契約を締結した場合、又は売主は買主の営業所所在地において目的物を引き渡す義務を負うことが契約の規定によって明確に定められている場合には、買主営業所所在地法による。最高人民法院法律適用解釈の制定以前の事件では、住所、契約締結地、契約履行地、契約目的物所在地、差押対象財産所在地が中国にあるため、中国が「最も密接な関連を有する」国であり、中国法を準拠法として適用したケースが数多く見付かった。また、【論点 2】で説明する製品品質法の規定のなかには、消費者に対する責任と明記したものと明記していないものがあり、後者については、事業者間取引においても適用される可能性がある。

なお、涉外契約でない場合、すなわち中国国内取引の場合は、当事者による自由な準拠法選択を認める規定がなく、中国法が準拠法となる。

¹ 中国は、1981 年 9 月 30 日署名、1986 年 12 月 11 日批准、1988 年 1 月 1 日発効。

² ただし、中国は第 95 条の留保を行っているので、国際私法の規則により締約国（中国）の法律を適用すべき場合には、「ウィーン条約」は適用されない。

2. 説明（想定事例への当てはめ）

想定事例（1）

インターネットでオーダー品（社名などの刺繍入り商品）を販売した。中国企業からの注文に対し、ショップから「承諾の通知」を発信し、先方に到達したことが確認されたので製作を開始したところ、数日後に、先方企業から注文キャンセルの連絡が入った。契約の成立を主張することができるか？

涉外契約に該当する事例であるので、中国の裁判所で事案が係属するとしても、準拠法を日本法とする契約準拠法合意がある場合は、日本法の下での分析と基本的には同様の結論となる。

契約準拠法合意がない場合は、物品売買契約であるため、「ウィーン条約」が実体準拠法となり、日本法の下での「ウィーン条約」が適用される場合の分析と基本的には同様の結論となるであろう（中国裁判所でウィーン条約を適用した裁判例はまだ少ない）。

想定事例（2）

ヴィンテージ・ワインを販売した。運送を依頼した運送事業者による配送中の事故で包装が破れ、販売できない状態で購入者（中国企業）に届いた。解除とともに損害賠償を請求されているが、応じる必要があるか？

涉外契約に該当する事例であるので、中国の裁判所で事案が係属するとしても、準拠法を日本法とする契約準拠法合意がある場合は、日本法の下での分析と同様の結論となる。

契約準拠法合意がない場合は、物品売買契約であるため、「ウィーン条約」が実体準拠法となり、日本法の下での「ウィーン条約」が適用される場合の分析と基本的には同様の結論となるであろう（中国裁判所でウィーン条約を適用した裁判例はまだ少ない）。

【論点2】(B2C取引)

日本の電子商取引事業者が、中国の消費者を相手にインターネットを介して商品販売やサービス提供を行う場合、どこの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

①国際裁判管轄

i) 日本の事業者が中国の消費者を中国で訴える場合

【論点1】で説明した、中国の国際裁判管轄についての法令・司法解釈等は、相手方の属性による区別をしていない。また、“製品品質法”¹及び“消費者権益保護法”²という消費者保護関連法令にも、裁判管轄について直接的に定めた規定はない。

従って、原則としては、消費者取引における（涉外契約についての）管轄合意・仲裁合意も有効と思われる。

管轄合意・仲裁合意がない場合も、消費者の住所地国である中国で訴えを提起するのであれば、中国の裁判所は管轄を否定することはまずないと思われる（中国国内での管轄規定に違反しないことを前提とする）。

ii) 中国の消費者が日本の事業者を中国で訴える場合

原則としては、消費者取引における（涉外契約についての）管轄合意・仲裁合意も有効である。従って、日本を裁判地・仲裁地とする管轄合意・仲裁合意を締結しておけば、中国の消費者が契約上の権利に基づく訴えを提起する限りはこれらの合意によって中国の裁判所の管轄が否定されるようにも思われる。

しかし、第1に、中国の消費者が不法行為（製品品質法、消費者権益保護法、及び“権利侵害責任法”³）を請求原因として訴えを提起した場合は、中国の裁判所は、管轄合意・仲裁合意によってカバーされる範囲外として自らの管轄を認める可能性がある。すなわち、製品品質法、消費者権益保護法及び権利侵害責任法には、日本の製造物責任法3条但書のような、契約責任と製造物責任の適用範囲を区別するような規定が存在しないから、それらの法律が取引当事者間の製品欠陥の問題への適用される可能性は残り、それらの法律に基づく請求は管轄合意・仲裁合意の対象外とされる可能性があるからである。

第2に、消費者権益保護法では、紛争解決手段として訴訟・仲裁・消費者協会への調停申立てが列記されており（消費者権益保護法34条）、これらが消費者保護のための特別の管轄権限を付与したものと解釈される余地もあるかもしれない。従って、いずれの法令にも消費者取引における管轄合意・仲裁合意を禁止したり、無効

¹ 中華人民共和国产品质量法。1993年2月22日制定、1993年9月1日施行。2000年9月1日改正施行。

² 中華人民共和国消費者権益保護法。1993年10月31日制定、1994年1月1日施行。

³ 中華人民共和国侵權責任法。2009年12月26日制定、2010年7月1日施行（脱稿時では未施行）。

としたりする規定はないにもかかわらず、中国の裁判所（や消費者協会等のその他の機関）への紛争解決申立てが認められる可能性はあるだろう。

他方、そのような紛争解決に関する合意がないときには、【論点 1】の説明と同様に、上述のとおり民訴法 241 条が定める「管轄原因」は極めて広いので、管轄が肯定される場合が多いのではないかと思われる。

②適用される法規

i) 準拠法

【論点 1】で説明した、中国の準拠法についての法令・司法解釈等は、相手方の属性による区別をしていない。また、製品品質法及び消費者権益保護法という消費者保護関連法令にも、涉外契約についての契約準拠法合意を禁止したり、無効としたりするような規定はない。

しかし、中国の消費者が不法行為を請求原因として訴えを提起した場合は、中国の裁判所は、契約準拠法合意には拘束されないとして、中国法の適用を認める可能性がある。なお、前述した最高人民法院法律適用解釈は、契約紛争についてのもので、不法行為請求の場合には当てはまらないであろう。

従って、契約準拠法合意の有無に係わらず、製品品質法、消費者権益保護法、及び権利侵害責任法の適用は覚悟しておく必要がある。

ii) 中国の消費者保護法制

上述のとおり、中国の消費者保護法令としては、従来から製品品質法・消費者権益保護法があり、近時に不法行為法の一般法典として制定された権利侵害責任法も、製造物責任に 1 章を割いている。

まず、適用範囲についてであるが、製品品質法は、「中華人民共和国国内で製品の製造及び販売活動を行う場合、本法を遵守しなければならない」とし（製品品質法 1 条）、消費者権益保護法は、「事業者が消費者にその生産、販売する商品又はサービスを提供する場合には、本法を遵守しなければならない。本法に定められていないものは、その他関係する法律、法規を遵守しなければならない」とし（消費者権益保護法 3 条）、権利侵害責任法は特に規定がおかれていない。製品品質法は、明示的に国内の「製造及び販売活動」に限定するものの、「販売活動」の定義がないので、「中国に何ら拠点を設けず日本国内のサーバー内のウェブサイトから取引する場合」であっても、売主が製品の配送・配達までを手配している場合には「販売活動」の一部が中国国内で行われていると認定される可能性は残る。適用地域について明示の限定のない消費者権益保護法・権利侵害責任法についても、同様であろう。

従って、契約準拠法合意の有無に係わらず、製品品質法、消費者権益保護法、及び権利侵害責任法の適用は覚悟しておく必要がある。

それらのうち、権利侵害責任法はいわゆる製造物責任としての性格が明瞭である。さらに、製品品質法・消費者権益保護法による責任の概要は、以下のとおりである

が、消費者保護と製造物責任が一体のものとして規定してあるので、これら 2 法の製造物責任に関連する規定の概要についてもここで説明しておく。

製品品質法は、製品の欠陥により生じた責任を定める（製品品質法 41 条）。欠陥責任・無過失責任である。欠陥ある場合は、「三包責任」と呼ばれる、修理（修理）・交換（更換）・返品（退货）についての責任を生じる（製品品質法 40 条）。欠陥ある場合に適用されるこの三包責任については、免責文言を入れても無効である。損害賠償については、一応「過失（过错）」が要件となっている（製品品質法 42 条）。その他、製造者の義務として、品質合格義務（製品品質法 26 条）、標識表示義務（製品品質法 27 条）、警告表示義務（製品品質法 28 条）、販売者の義務として品質保持義務（製品品質法 36 条）等、事業者側の義務が詳細に定められている。

消費者權益保護法は、消費者の権利・事業者の義務、国の責務、紛争解決方式等を定める。事業者の義務については、法律遵守義務（消費利益保護法 16 条、守法义务）、監督を受ける義務（消費者利益保護法 17 条、接受监督义务）、消費者の安全を保証する義務（消費者利益保護法 18 条、保证消费者安全义务）、情報真実義務（消費者利益保護法 19 条、真实信息告知义务）、標示真実義務（消費者利益保護法 20 条、真实标识义务）、証書提供義務（消費者利益保護法 21 条、出具单据义务）、品質保証義務（消費者利益保護法 22 条、质量保证义务）、アフターサービス義務（消費者利益保護法 23 条、售后服务义务）、及び免責告知の禁止（消費者利益保護法 24 条、禁止经营者以告示免责）等、製品品質法と同様に事業者側の義務が詳細に定められている。法的責任についても細かな規定があるが（製品品質法 40 条以下）、さらに、「本法に別段の定めがある場合を除き、『中華人民共和国製品品質法』及びその他の関係法律、法規の定めにより、民事責任を負わなければならない」と規定している点は、その他の法律による民事責任と重複している点が多いと思われる（特に詳細な定めを置いているものとして、消費者權益保護法 41 条「涉外を負わせた場合における医療費等の保障の提供」、消費者權益保護法 42 条「消費者が死亡した場合における扶養者への保障の提供」等が目立つ）。

その他、消費者保護のために働く法令としては、“不正競争防止法”¹、“食品安全法”²等があり、その他【論点 4】で言及する電子商取引についての特別法・ガイドラインも何らかの意味をもつことはあろう。権利侵害責任法については、【論点 3】の説明を参照。

¹ 中華人民共和国反不正当竞争法。1993 年 9 月 2 日制定、1993 年 12 月 1 日施行。

² 中華人民共和国食品安全法。2009 年 2 月 28 日制定、2009 年 6 月 1 日施行。

2. 説明（想定事例への当てはめ）

想定事例（1）

「返品不可」と明瞭に表示した上で、衣料品を販売した。購入した中国の消費者が、商品到着5日後に返品を申し出てきた。応じる必要があるか？

中国の法律が適用されるとしても、中国の消費者保護法令にはクーリングオフの制度がない。しかし、消費者権益保護法10条「公正な取引の権利」に反するとされたり、契約法53条の「社会公共の利益に反する」ものとされたりして、返品不可の文言が無効とされる可能性が皆無ではないであろう。

【論点3】（製造物責任）

中国の消費者が、日本の電子商取引事業者からインターネットを介して購入した商品を使用したところ身体に被害を生じた、として、当該商品を製造した別の日本の事業者に損害賠償を請求している。この場合、どこの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

①国際裁判管轄

i) 中国の消費者が日本の製造者を中国で訴える場合

【論点1】【論点2】で説明したように、中国においては、民商事紛争に関する国際裁判管轄について単行の法典は存在せず、また民法通則・契約法・最高人民法院管轄規定にも、涉外不法行為の場合の管轄を定める規定は全くない。

従って、おそらくは中国の裁判所は国内管轄規定である民訴法 22 条以下の規定によって自己の管轄権限を判断するか、あるいは、消費者権益保護法では、紛争解決手段として訴訟・仲裁・消費者協会への調停申立てが列記されていること（消費者権益保護法 34 条）を援用することになる。

民訴法の不法行為訴訟の管轄規定によれば、「不法行為の行為地又は被告の住所地」（“侵权行为地或者被告住所地”）とされ（民訴法 29 条）、さらに、ここにいう「不法行為の行為地」とは、「不法行為の実施地、不法行為の結果発生地を含む」とされている（最高人民法院民訴適用意見 28 項）。電子商取引の場合、結果が発生するのは買主の住所地等であるから、買主が中国に住所・営業所等を有する場合、中国裁判所の管轄は認められる。

②適用される法規

i) 準拠法

【論点1】【論点2】で説明した、中国の準拠法についての法令・司法解釈等は、不法行為の性質を有する製造物責任に関する規定がない。

しかし、【論点1】【論点2】で説明した理由（中国国内での配達・配送も売主の行為）によって製品品質法、消費者権益保護法、及び権利侵害責任法が適用される可能性が十分にある¹。特に、後述するように、今後、中国の製造物責任の基本規定となるであろう権利侵害責任法は、極めて重い製造者・販売者の責任を定めており、懲罰的賠償責任の規定も置いているので、中国の消費者が権利侵害責任法の適用を

¹ このような結論は、仮に、日本国際私法が適用されたとしても、「被害者が生産物の引渡しを受けた地」の法によることになるから（法の適用に関する通則法 18 条 1 文）、必ずしも不適當なものではない。

求め、また、裁判所もこれに応ずることは、十分に覚悟しておくべきである¹。

ii) 中国の製造物責任法制

消費者保護法令としての、製品品質法・消費者権益保護法が、製造物責任の規定も含んでいることは、【論点2】におけるそれらの法令の説明箇所を参照。

他方、近時制定された権利侵害責任法は、民法典のうちの不法行為部分を構成するものであるが、5章の製造物責任は、製造物に欠陥（”缺陷”）がある場合の「無過失責任」を定めている（権利侵害法 41 条）。販売者は、自己の過失によって製造物に欠陥を生じさせた場合（権利侵害法 42 条 1 項）、及び生産者・提供者を特定できない場合（権利侵害法 42 条 2 項）には、責任を負う。欠陥の存在を知らずながら生産・販売等を行い、被害者を死亡させ又は重大な健康被害を生じさせた場合には、懲罰的賠償請求が可能となる（権利侵害法 47 条）。懲罰的損害賠償請求の金額算定方法は、特に明示されていない。

2. 説明（想定事例への当てはめ）

想定事例（1）

自動車部品を中国消費者に販売した。購入者が、個人使用の車に当該部品を装着したところ、走行中に外れて事故を起こし、大怪我をした。当該部品を製造した日本の事業者は、中国の製造物責任法によって責任を問われるか？

中国の裁判所に訴えが提起された場合、中国の製造物責任法である製品品質法、消費者権益保護法、及び権利侵害責任法が適用されるであろう。責任の具体的内容は、上記のような身体損害の場合には消費者権益保護法が最も詳しく規定している（消費者権益保護法 41 条。医療費の支払責任を負うことになる）。万一、製造者が欠陥の存在について故意であった場合には、権利侵害責任法 47 条により懲罰的損害賠償責任を負うから、損害賠償額は膨大となるおそれがある。

¹ もっとも、現時点では中国裁判所の判決を日本裁判所が承認・執行する可能性はない（大阪高判平成 15 年 4 月 9 日、判タ 1141 号 270 頁）（中国裁判所（最高人民法院）も、日本公民五味晃申請中国法院执行日本法院判决书（1994 年 11 月 5 日）で、相互承認の欠如を理由に日本裁判所の判決を執行しない）。

想定事例（2）

中国消費者に販売した食品に包装過程で異物が混入してしまっていたため、それを食べた消費者の身体に不調を来たした。当該食品を製造（生産）した日本の事業者は、中国の製造物責任法によって責任を問われるか？

法の適用関係については概ね(1)と同様であるが、具体的には食品安全法が適用されることになる。中国の食品安全法では、「食品安全基準に合致しない食品を生産し、または食品安全基準に合致しない食品であることを知りながら販売した場合には、消費者は、損失の賠償を請求するほか、生産者又は販売者に代金の10倍の賠償金の支払を請求することができる」との規定があることに注意（食品安全法96条）。

【論点4】(公法的規制)

日本の電子商取引事業者が中国に対してインターネットを介して取引を行う場合、どのような法規制に注意する必要があるか。

中国には、(1) 外国企業の営業活動、(2) 通販事業、(3) インターネット開設について、日本とは根本的に異なる規制が存在し、「参入」自体が容易ではないので、注意が必要である。なお、この他にも通関規制・外貨支払規制・広告規制が存在するのはもちろん、輸入禁制品・制限品の範囲も広範であり、注意が必要であるが、それらの説明は割愛する。また、中国は次々と新しい法令・規則が制定されるので、本稿でそれらの全てを説明することはできない。時間・労力と多少の費用を惜しまず、専門家に相談することが必須である。

(1) 中国に拠点を設け中国国内のサーバー内のウェブサイトから取引する場合

①外国企業の営業活動に対する規制

外国企業が、中国での登記登録をしないで中国国内で「経営活動」に従事することは禁止されている。中国企業を設立する場合には、「外商投資企業」についての一般的な規制のほか、販売業(商業分野)については特別の規制があり、一定の条件を満たしたうえで、中国当局の認可を得る必要がある(“外商投資商業分野管理規則”¹⁾)。

②通販事業に対する規制

通信販売業・電子商取引は、外商投資商業分野管理規則の「小売業」の定義のなかに含まれているが、実際には容易ではないようであり、日本企業が関係する通販・電子商取引ビジネスは、多くの場合、中国資本の中国企業(内資)という。)との何らかの組み合わせ等を用いることが多いようである。

③インターネット開設に対する規制

インターネットを通じた情報提供については、“インターネット情報サービス管理弁法”²⁾がその基本を定めており、そこでは「経営性インターネット情報サービス(經營性互联网信息服务)」(インターネットを通じてネット使用者に有償で情報を提供し、又はホームページを作成する等のサービス活動)と「非経営性インターネット情報サービス(非經營性互联网信息服务)」(インターネットを通じてネット使用者に無償で公開性及び共同利用性(“共同享受性”)を有する情報を提供するサービス活動)に2分類されている。後者の「非経営性インターネット情報提供サービス」については中国当局への届出(备案)でよいが、前者の「経営性インターネット情報提供サービス」については中国当局の許可(「ICP 許可」と呼ばれる。「ICP」は“internet contents provider”のこと)。電

¹ 外商投資商業領域管理办法。2004年4月16日公布、2004年6月1日施行。

² 互联网信息服务管理办法。2000年9月20日制定、同日施行。

子商取引のウェブサイトを開設することは、前者の「経営性」に該当する可能性を完全には否定できない。

外資企業の ICP 許可については、“外商投資電信企業管理規定”¹が要件を定めているが、実際には、外商投資電信企業管理規定の要件を満たす外資企業であっても容易ではなく、多くの場合、内資企業との何らかの組み合わせ等を用いているようである。

(2) 中国に何ら拠点を設けず日本国内のサーバー内のウェブサイトから取引する場合

中国に事業拠点・サーバーのいずれも存在しないため、(i) (ii) (iii) 直接の規制がなされることはない。中国人消費者が個人レベルで購入・輸入する場合には、輸入規制を除けば問題視されるリスクは小さいであろう。ただし、中国の規制に反するとされた場合、中国ユーザーからのアクセスを遮断される可能性はあるし、明らかに中国国内市場向けに特化したウェブサイトを用いたときは、中国当局が（将来の時点で）何らかの規制の対象とする可能性を完全には否定できない。中国国内市場を意識した通販・電子商取引を行う場合、常に中国法制・行政についての新しい動き・情報の入手を怠らず、日本弁護士・中国弁護士と相談しつつ進めるのが賢明である。

(3) その他の電子商取引関連法令

その他、電子商取引に関する法令としては、従来から、“電子署名法”がある。さらに、電子商取引の特性に着目した法令に準ずるものとして、“商務部・インターネット取引に関する指導意見（暫定）”²がある。後者は法的拘束力を目的としていないが、電子商取引の特色に応じた基本原則を定め、特にインターネット・サービスの提供者側が準備すべき制度・規則等の確立を目指すものである。

さらに、国家工商局が 2010 年 5 月 31 日制定し、2010 年 7 月 1 日から施行された“インターネット商品取引及び関連サービス行為管理暫定弁法”³がある。中国国内のインターネット物品・サービス企業（“网络商品经营者”“网络服务经营者”）の義務・監督・罰則規定を定めており（2 条）、商品・サービス説明義務（13 条 1 項）、契約条件明示・説明義務（13 条 2 項）、保証義務等（14 条）、消費者個人情報不正使用禁止義務等（16 条）があり、個人情報の不正使用等には罰金が科されることもある（41 条）。また、インターネット・プラットフォーム（“平台”）・サービス業者の義務・規制を定める（3 章）。

¹ 外商投资电信企业管理规定。2001 年 12 月 5 日制定、2002 年 1 月 1 日施行、2008 年 9 月 10 日改正部分施行。

² 商务部关于网上交易的指导意见（暂行）。2007 年 3 月 6 日制定施行。

³ 网络商品交易及有关服务行为管理暂行办法（意见征求稿）。

第3章 まとめ

前章で示したように、日本の事業者が海外向けの販売を行った場合の適用される法規は、いずれの国に取引相手が所在するかや、いずれの国で裁判が行われるかによって異なることになり、それによって導かれる結論も異なってくる。例えば、返品不可と明瞭に表示しているにも関わらず海外の消費者から返品を要求されたという【論点2】の想定事例については、EU・台湾・韓国で裁判が行われる場合は概ね返品を受ける義務があるという結論となるが、一方、米国では各州で定められるクーリングオフ期間等によっては返品を受ける義務がないということになり、また、中国では基本的に返品を受ける義務はないが返品不可の規定が無効とされる可能性も皆無でないというように、異なる判断となることがわかった。

また、【論点3】の製造物責任法制も各国（米国の場合は各州）で異なっており、日本ではPL法対象外とされている食品が、EUや米国では製造物責任の対象となっている。その他、各国には様々な公的規制（禁制品・安全規制・広告規制・個人情報保護規制等々）が存在している。

このような中で、我が国の電子商取引事業者が適切なリスク分析のもとで海外向け販売を行うためには、可能な限り日本で裁判が行われ、かつ日本法が適用されるような形態で取引を行うことが望まれるが、そのためには、予め次のような対処をしておくことが考えられる。

- ① 日本の裁判所を管轄裁判所とする合意をしておく。
- ② 準拠法を日本法とする合意をしておく。
- ③ 更に、ウィーン売買条約の適用の排除を望む場合には、その旨の合意をしておく。

以上のような対処をとっておけば、外国で裁判が行われ、又は外国法が適用されるリスクをある程度は減らすことが可能である。しかし、これらの対処をとっていても、必ず日本で裁判が行われ、日本法が適用されることにはならないことにも留意しておく必要がある。例えば、海外の消費者向けの販売である場合には、国際裁判管轄や準拠法についての合意が無効と判断される可能性がある。

消費者保護法や公的規制が国によって異なる現状は、全世界を相手に販売を行おうとする事業者にとっては、調査コストや法遵守コストが非常に高いものになる。EUでは、その点を解決し、域内での越境取引を活性化するために、消費者保護法に関し、関連する指令を統合してわかりやすいものとするとともに、「フル・ハーモナイゼーション」（完全な調和）という考え方のもと、域内各国の法的保護の水準を揃える方針を明らかにしている。

アジアにおいても、地域全体の成長を目指し、経済統合の動きが盛んである。この一環として、東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）における「安心・安全な e コマース市場の確立」ワーキング・グループにおいては、参加国の電子商取引に関する法制度の比

較研究が行われ、将来的な法制度調和につなげる提言がされている¹。

しかし、文化的・政治的背景の異なる国の間で法制度の調和を行うことは容易ではない。そこで、ERIA の同ワーキング・グループ提言においては、事業者も消費者も安心して参加できる市場とするためのインフラとして、各国関係機関のネットワークにより取引トラブルを解決する仕組み（国際消費者相談ネットワーク；ICA-Net）の構築が同時に提案されている。これは消費者苦情の解決を第一目的とするネットワークであるが、簡易な紛争解決及び法情報入手の手段として、事業者側にも十分なメリットがあるものと考えられる。また、これを通じた海外法制度に関する情報の蓄積は、各国政府にとっても役に立つものとなる。

一方、法制度の調和が難しい現状にあっては、民間の自主ガイドラインにより実質的な調和と消費者保護を図るべき、というのが、1999年に策定された経済協力開発機構（OECD）の電子商取引に関する消費者保護ガイドライン²の考え方である。策定後10年が経過し、OECD 消費者政策委員会（CCP）では、本ガイドラインの見直しの議論も始まっている。

このような国際ガイドラインは、各国民間事業者の行動規範として実際に機能している。例えば、アジア太平洋各国のトラストマーク付与事業者間の国際連携であるアジア太平洋トラストマークアライアンス（ATA）では、トラストマーク運営事業者のためのガイドラインを策定しているが、これは OECD の電子商取引に関する消費者保護ガイドラインに準拠した形となっている。ATA では、参加国の拡大とともに、各国の電子商取引事業者の海外市場への期待を背景に、相互認証を通じた市場一体化の方向を目指して活動を行っている。

成長著しいアジアの新興市場に対しては、米国や欧州も熱い期待を寄せ、様々な動きが始まっていると報道されている。法制度や決済システムなどのインフラ面において、国境を越える取引を行うための環境整備は容易ではない。今まさに電子商取引関連の制度整備を積極的に進めているアジア諸国において、欧米に遅れを取ることなく、日本企業が進出しやすくするためには、実態を常に把握し、現場に必要な情報提供を行っていく必要がある。また、法解釈や適用を明確にすることを含め、相手国政府との対話を行う共通の基盤を早急に確立する必要がある。

¹ ERIA 研究プロジェクト報告書 2008” Establishment of a Secure and Safe e-Commerce Marketplace” (<http://www.eria.org/research/y2008-no3-2.html>) および ERIA 研究プロジェクト報告書 2009 Establishment of a Secure and Safe e-Commerce Marketplace” (<http://www.eria.org/research/y2009-no6.html>) を参照。

²

http://www.oecd.org/document/18/0,3343,en_2649_34267_44132242_1_1_1_37441,00.html

国境を越える電子商取引の法的問題に関する検討会 検討の経過

第1回 2009年10月23日（金） 9:30-12:30

- ・ 検討会の趣旨説明
- ・ 越境電子商取引の法的問題に関するこれまでの検討
- ・ 海外向け販売の現状
- ・ 論点案の検討

第2回 12月4日（金） 14:00-16:30

- ・ 電子商取引関係国際会議（日台ビジネスダイアログ、日越電子商取引法制度協調会議、ATA（アジア太平洋トラストマーク連携協定）会合、ERIAワークショップ、OECDコンファランス）の報告
- ・ 欧州調査報告
- ・ 論点案の検討（日本・台湾）

第3回 2010年1月14日（木） 9:30-12:30

- ・ 電子商取引関係国際会議等（OECDコンファランス、中国現地調査、ERIA第2回ワークショップ）の報告
- ・ 論点案の検討（EU・中国・台湾・日本）

第4回 2月1日（月） 14:00-17:30

- ・ 電子商取引関係国際会議（ERIA第2回ワークショップ）の報告
- ・ 論点案の検討（韓国・米国・中国・EU・台湾・日本）

第5回 2月17日（水） 14:00-17:30

- ・ 論点案の検討（EU・日本・台湾・韓国・米国）
- ・ 中国の電子商取引について

第6回 3月18日（木） 16:00-19:00

- ・ ドラフト（EU・日本・台湾・韓国・米国・中国）の最終検討

国境を越える電子商取引の法的問題に関する検討会 名簿

委員（五十音順、敬称略）

井口	直樹	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	弁護士
上沼	紫野	虎ノ門南法律事務所	弁護士
宍戸	一樹	弁護士法人 曾我・瓜生・糸賀法律事務所	弁護士
土井	悦生	フォーリー・アンド・ラードナー外国法事務弁護士事務所	弁護士
早川	吉尚	立教大学法学部教授（＊座長）	
松本	恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授	
丸橋	透	ニフティ株式会社コーポレート本部副部長	
吉田	一雄	清和大学法学部教授	

オブザーバー

森	亮二	英知法律事務所	弁護士
北村	治樹	法務省民事局参事官室	
川尻	恵理子	同上	
日置	純子	経済産業省商務情報政策局情報経済課	
西田	淳二	同上	
櫻井	健太	同上	
辻井	淳	同上	
和泉	直樹	経済産業省通商政策局経済連携課	
藤野	亮二	同上	
片瀬	眞悟	同上	
永見	祐一	同上	
櫻田	正剛	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ流通・物流政策室	
田岡	卓晃	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ消費経済政策課	
伊藤	香織	同上	

事務局

沢田	登志子	一般社団法人 EC ネットワーク	
万代	栄一郎	同上	
殿村	裕子	同上	